

# 平成30年9月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

平成30年9月25日 火曜日 (午前10時開会)

出席議員 (13人)

|     |      |     |
|-----|------|-----|
| 1番  | 山口   | 隆   |
| 2番  | 田口   | 一信  |
| 3番  | 三岳   | 昇   |
| 4番  | 久保田  | 和惠  |
| 5番  | (欠員) |     |
| 6番  | 堀田   | 一徳  |
| 7番  | 堀池   | 浩   |
| 8番  | 波戸   | 勇則  |
| 9番  | 小谷   | 龍一郎 |
| 10番 | 高以良  | 壽人  |
| 11番 | 小田   | 成実  |
| 12番 | 福田   | 徹   |
| 13番 | 村井   | 達己  |
| 14番 | 初手   | 安幸  |

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|      |   |     |   |
|------|---|-----|---|
| 事務局長 | 三 | 岳   | 昭 |
| 書記   | 石 | 川 純 | 一 |

説明のため出席した者の職氏名

|                      |   |     |   |
|----------------------|---|-----|---|
| 町長                   | 山 | 口 文 | 夫 |
| 副町長                  | 山 | 口 誠 | 実 |
| 教育長                  | 竹 | 下 修 | 治 |
| 総務課長<br>兼選挙管理委員会書記長  | 大 | 川 豊 | 文 |
| 企画財政課長               | 野 | 上 英 | 了 |
| 新庁舎建設室長              | 琴 | 岡 美 | 昭 |
| 税務課長                 | 川 | 内 和 | 哉 |
| 健康推進課長               | 成 | 富 浩 | 樹 |
| 会計課長                 | 末 | 永 安 | 江 |
| 住民福祉課長               | 荒 | 木 俊 | 行 |
| 産業振興課長<br>兼農業委員会事務局長 | 照 | 本 茂 | 法 |
| 建設課長<br>兼ダム対策室長      | 廣 | 田 洋 | 一 |
| 水道課長                 | 福 | 田 多 | 肥 |
| 教育次長                 | 吉 | 永 文 | 典 |
| 行政係長                 | 中 | 原 敬 | 介 |

## 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町政運営の所信及び行政報告
- 第 5 特別委員の選任（新庁舎等建設調査特別委員会）
- 第 6 議案第28号 平成30年度川棚町一般会計補正予算（第2回）
- 第 7 議案第29号 平成30年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第1回）
- 第 8 議案第30号 平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第1回）
- 第 9 議案第31号 平成30年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第  
1回）
- 第 10 議案第32号 平成30年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第  
2回）
- 第 11 議案第33号 平成30年度川棚町下水道事業会計補正予算（第1回）
- 第 12 報告第34号 平成30年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）
- 第 13 報告第6号 専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）
- 第 14 報告第7号 専決処分の報告（川棚町特定教育・保育施設及び特定地  
域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例）
- 第 15 報告第8号 専決処分の報告（町道上組西部線歩道設置工事（函渠  
工）の工事請負契約の変更）
- 第 16 議案第35号 川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 17 議案第36号 川棚町急傾斜地崩壊対策事業等分担金徴収条例
- 第 18 議案第37号 財産の取得（消防ポンプ自動車購入の件）
- 第 19 議員派遣の件

( 1 0 : 0 0 )

**議** 長 ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

これより、平成30年9月川棚町議会定例会の開会となりますが、議事に入ります前に、一言お祝いを申し上げます。

山口町長におかれましては、3期目のご就任誠におめでとうございます。

厳しい時代ではありますが、川棚町の発展と住民福祉の向上のために、引き続き、ご尽力をいただきますようご期待申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。それでは議事に入ります。

**議** 長 ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、平成30年9月川棚町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

( 1 0 : 0 1 )

**議** 長 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、堀池浩議員、波戸勇則議員の指名をいたします。

**議** 長 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布をしております会期日程案のとおり、本日から10月17日までの23日間にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から10月17日までの23日間と決定をいたしました。

( 1 0 : 0 2 )

**議** 長 なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

**議** 長 次に、日程第3「諸般の報告」を行います。

去る7月14日、佐世保市において「平成30年度東彼杵道路建設促進期成会総会」が開催されました。

決議の中で、国道205号は県北地域から県央・県南地区へ向けた唯一の生活・産業の基幹道路で、重要な路線である。しかしながら、ほとんどの区間が、片側1車線の道路であることから、慢性的な交通渋滞が発生しており、事故や災害発生時には、大きな迂回を余儀なくされ、日常生活や観光など経済活動に、著しく支障をきたしている状況にある。

一方で、高規格道路整備による効果として、企業誘致による新たな雇用創出、観光客の増加など、経済好循環が生まれ始めているとして、今年度はこれらの現状を踏まえ、一つ、地方の道路整備促進に必要な財源の確保。一つ、国道205号針尾バイパスの早期完成。特に平成31年度中の江上交差点立体化完成。一つ、国道205号佐世保市から東彼杵町（東彼杵道路）の計画段階評価への早期着手。一つ、国道205号に係わる交通安全対策事業の早期完成を決議し、建設実現に向けて国・県等へ強く要望していくことが決定をされております。

次に、7月17日川棚町において「平成30年度第22回長崎県大村東彼地域基幹農道建設促進期成会総会」が開催され、「大村東彼地域基幹農道」の早期建設を実現するため、期成会の総力を結集し、「川棚西部地区」の早期完成に向けて、関係機関・団体との連携強化を図ること等を確認し、事業の進捗状況についての説明、並びに現地視察を行っております。

次に、8月17日長崎市において、平成30年第2回長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会が長崎市で開催をされました。主に、平成29年度一般会計歳入歳出決算・特別会計歳入歳出決算の審査を行い、認定して、閉会をいたしております。

その他の諸報告につきましては、お手元に配布した「議長諸報告」が、6月定例会以降、主に私が出席した会議であります。

その他、お手元に配布をしておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書が、6月実施分、7月実施分、8月実施分が監査委員から提出をされておりますので、ご一読を願います。

また、本定例会までに受理した『日本政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求める陳情』及び『臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書』については、配布にとどめますのでご了承をお願いいたします。

なお、県議長会主催の「委員長研修会」、堀池議員・小谷議員が参加しま

した「国際文化アカデミー研修」の報告書は、ご一読をお願いいたします。

以上で、私からの報告を終わります。

**議 長** 次に、日程第4「町政運営の所信及び行政報告」を行います。

町長から町政運営の所信及び行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。町長。

**町 長** 皆様おはようございます。

本日、ここに平成30年川棚町議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会をいただきまして誠にありがとうございます。

説明に入ります前に、去る6月28日以降、活発化した梅雨前線や、台風7号の影響により、全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、広島県や岡山県を中心に死者220名を超える甚大な被害が発生し、今なお多くの方々が不自由な生活を余儀なくされております。また、9月4日に上陸した台風21号の影響による大雨や強風等により、近畿地方を中心に大きな災害が発生をいたしております。さらに9月6日、北海道胆振地方を震源とする地震が発生し、北海道の広い範囲で大規模な土砂崩れなどによる被害が生じているところでございます。これらの自然災害により亡くなられた方々並びにご遺族の皆様は、心から哀悼の意を表すると共に、負傷され、また被害を受けられた方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。そして、一日も早い復旧・復興を願っているところであります。

さて、私はこの度の任期満了に伴う川棚町長選挙において、町議会をはじめ、町民皆様方のご理解とご支援を賜わり、三度町長として町政の舵取り役を仰せつかることになりましたが、ご期待の大きさや責任の重大さに身が引き締まる思いでございます。また、こうして新たな任期の始まりとして、所信を申し述べる機会をいただきましたことを、光栄に存じているところであります。町政運営を託していただいた町民お一人お一人の思いをしっかりと心に刻み、これからの4年間、川棚町の発展のために粉骨砕身、全力で取り組んでまいり所存であります。

これまでの任期8年を振り返ってみますと、町政運営に大きな混乱もな

く、大過なく推進できたところでもあります。これもひとえに皆様方のご理解とご協力のおかげであり、改めて感謝を申し上げます。

私は、町長に就任して間もない平成23年3月には、町の将来像を「自然を愛し 暮らし輝くまち」と定めた第5次川棚町総合計画を策定すると共に、平成27年11月にはその後期基本計画を策定し、これまで38項目にわたる主要施策を着実に取り組んできたところでもあります。

さらに平成26年11月には、我が国の人口減少に歯止めをかけ、地方の活性化を図るための「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、翌12月には国の「長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されたところでもあります。

これを受けて、本町におきましても、平成27年12月に「長期人口ビジョン」と「川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしております。この戦略においても、36項目にわたる主要施策を掲げており、これらの各種施策を今、着実に推進をしているところでもあります。

川棚町はご承知のとおり、平成12年をピークに、毎年人口が少しずつ減少をいたしております。そこで、この要因を調べたところ、明らかになったのが、結婚適齢期の女性の未婚率が高いということでした。平成27年度において44%で、県内ワースト4位であります。さらに、合計特殊出生率が1.46で、これはワースト3であります。そのようなことから、これらの状況を改善する為に、若者の出会いの場の創出と、子育て支援に力を入れてきたところでもあります。おかげさまで、前月に比べ7月は1人、8月は17人の人口が増加したところであり、このことは長崎新聞でも報道されたところでもあります。これが一過性に留まることのないように、これからもしっかりと取り組んでいく必要を感じているところでもあります。

特に子育て支援につきましては、就任してまもなく保育園の第二子以降の保育料の無料化を、県内の市町の中でも早くから実施をいたしております。

また、乳幼児に加え、小中学生の福祉医療費の無償化についても、平成28年度から実施をしており、平成29年度においては約82%の子ども達に受給者証を交付をしたところでもあります。

そのほかにも多子世帯の子育て負担軽減を図るために、子育て応援金支給事業や給食費助成事業など、さらには保育園や認定こども園の保育環境の改

善の為の事業を展開してきているところでもあります。これらの各種事業は保護者の満足度も高く、認定こども園や保育園側からも大変喜んでいただいているところであり、さらに充実してまいる所存であります。

そのような中、国においては政府が公約に掲げる教育無償化は年々、前進しているようではありますが、幼児教育・保育の無償化については、本格実施の時期を当初の予定よりも半年前倒しして、消費税の税率を10%に引き上げるタイミングと合わせ、2019年10月からとする方針が示されたところでもあります。そこでこれら国の動向を的確に捉え、その対応にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。また、この国の動向により、保育ニーズの拡大が予想されるため、その受け皿となる保育施設整備等の支援にも取り組んでまいる所存であります。

さて、今年の夏は猛暑が続き、熱中症で救急搬送される人も多かったようでもあります。そのような中、7月17日には愛知県豊田市の小学校1年生の男の子が校外学習中に体調不良を訴え、学校に戻ってから間もなく意識を失い、病院に救急搬送されましたが、残念ながら死亡が確認されたという、大変痛ましい事故が発生をしたところでもあります。学校側があとで教室の温度を測ったところ、なんと37度に上がっていたそうでもあります。これを受けて国においては、来年夏までに全国の公立の小中学校にエアコンの設置を決め、この秋召集予定の臨時国会に必要な補正予算案を提出する方針が固められたようでもあります。

そこで本町においても、2019年までに設置ができるよう計画を策定するよう担当の教育委員会に指示をしたところでもあります。ただ、本町の小中学校のすべての教室にエアコンを設置するとなると、およそ2億4,000万円程度の事業費がかかると、このように見込んでおりますが、その財源の確保がまた大きな課題となります。現在の学校施設環境改善交付金の補助率は総事業費の30%であり、市町村の負担が多額となっております。国においては財政支援も含めて検討していく考えを明らかにしており、その支援の詳細が判明次第、事業を進めることにいたしているところでもあります。

このようにして、いろんな事業を進めるためには、財源の確保が必要不可欠であります。私がこれまで財政の健全化に努め、この8年間で基金の総額を2億1,400万円増やし、町債の借入残高、いわゆる起債残高について

はおよそ28億円の削減を図ってきております。しかし今なお、特別会計を含めると90億円余りの借入残高があります。これから役場庁舎の建て替えも多額の財源を必要といたしますので、しっかりとした財政運営が求められているところであります。

そこで、役場庁舎の建設についてであります。長年の懸案事項でありました老朽化が進む庁舎の建て替えについては、昨年度町内各団体代表から構成されました、川棚町役場庁舎建設委員会から新庁舎建設に関する提言書が提出され、その内容を受け、今年度新庁舎建設基本計画を策定して、議員の皆様方にも説明をさせていただいてきたところであります。その基本計画に定めた「町民が利用しやすく親しみやすい、安全・安心を築く庁舎」とする基本理念のもと、現在、公募型プロポーザル方式による基本設計業者の選定を進めており、10月18日の公開プレゼンテーションを経て、審査委員会において最優秀者を決定し、その業者と契約を行ったあと、基本的な設計業務に取りかかることにいたしております。基本設計は来年3月頃には具体的なものができ上がりますので、その際には町議会をはじめ、町民の皆様方にお示しすることができる、このように考えております。

そのような中、7月の豪雨により、本町にとっては初めてとなる土砂災害警戒情報が発令されましたので、町民の皆様に対して避難勧告を行ったところであります。その際、消防団員や関係職員からなる災害対策本部を設置し、その対応にあたりましたが、災害に対する情報の収集・伝達・指令等を行う必要がある中で、情報が集中する総務課内での対策協議となったことから、現庁舎では災害に対応できる施設整備がとれていないことがわかり、改めて防災の拠点となる庁舎を造ることが必要であることを実感した次第であります。

そのため新庁舎は、まず防災・災害復旧の拠点として十分な安全性の基準を満たす構造とすべきであり、また、機能的な災害対策本部となり得る会議室などを設置すると共に、設備関係についても災害時に対応できるように整備することが重要であると考えております。また、来庁される町民の方に対しましても、窓口業務をなるべくワンフロアに集約して、誰でもが利用しやすく、住民の方から親しまれる庁舎にしたいと、このように考えております。これから新庁舎建設は国の財政支援制度を活用するため、2020年度

中に完成させる必要がありますが、まだまだ多くの課題もありますので、議員の皆様をはじめ、町民皆様にさらなるご協力をお願い申し上げる次第であります。

次に地域おこし協力隊員についてであります。地方が都市住民を受け入れ、一定期間地域協力活動に従事してもらいながら、定住・定着を図る取り組みとして、多くの自治体で活用されている地域おこし協力隊員につきましては、本町も平成27年度から取り組みを開始し、これまで農業振興、商工業振興、観光振興の分野で4名の隊員を採用してまいりましたが、それぞれの分野で期待以上の活躍をいたしており、その活動は地域住民の皆様にもご理解をいただいているところであります。

その中で、今年11月までの任期となっております飯田隊員が、栄町商店街において起業すべく準備を進めているところでありまして、町といたしまして、今年度から川棚町地域おこし協力隊起業支援補助金の制度を設けたところであり、町内における起業に対し、できる限り支援を行ってまいりたいと考えております。このように、地域おこし協力隊は地域活性化あるいは移住・定住の促進に大変効果的であり、引き続き事業施策の1つとして地域おこし協力隊員の採用を積極的に進めていくと共に、新たな分野での地域おこし協力隊の活用を検討していきたいと、このように考えているところであります。

また、イベントや会合などで町外から移住された方とお話をいたしますと、町づくりに関し斬新な意見をお聞きすることがよくあります。移住者はほかの自治体での居住経験から、本町の町づくりの強み、弱みなどを客観的な視点から評価できるものと考えており、今後の町づくりを進めていくに当たりまして、これまで以上に移住者の協力が必要と考えているところであります。

そこで、町づくりに関し、移住者の方々の視点から、さまざまなご意見をいただき、川棚町の魅力向上や町を元気にするための方策などについて意見交換をする、仮称ではありますが、「移住者の集い」を開催したいと、このように考えております。開催内容につきましては現在検討中ではありますが、川棚町の活性化やより良い未来を作る為、多くの方が参加されることを期待しているところであります。

そのほか、国道205号の渋滞緩和対策や広域基幹農道の整備促進をはじめ、町内の幹線道路の整備促進に努め、川棚港埋立地の有効活用を図ると共に、企業誘致の推進に努めてまいり所存であります。

1期目と2期目の就任の際にも申し上げましたように、私の町政運営のモットーは「あなたが主役の町政を」であり、この信念は今も変わっておりません。これまでも増して、多くの皆様のご意見やご要望に耳を傾け、それを町政に反映し、「あなたが主役の町政を」これをさらに進化させるため、粉骨砕身尽力してまいり所存であります。結びに、議会をはじめ町民皆様のご理解とご協力を改めてお願い申し上げますと共に、皆様のご健勝とご多幸を心からお祈りし、再任によつての町政運営の所信とさせていただきます。

続きまして、行政報告を3点申し上げます。

まず、7月豪雨についてであります。台風7号の通過から間もない去る7月6日、低気圧と梅雨前線による大雨のため、川棚町に大雨警報が発表されたことから、午前3時34分に災害警戒本部を設置し、川棚川の水位状況などを注視し、警戒を行っていたところ、15時37分に長崎气象台から土砂災害警戒情報が発表されたことを受け、15時55分に災害警戒本部から災害対策本部に移行し、その後、16時26分に町内全域に避難勧告を発令したところであります。それと同時に中央公民館といきがいセンターの2箇所の避難所を開設し、また、地区においては4箇所の地区公民館において避難所が開設され、ピーク時には合計で41世帯、71人の方々が避難をされております。幸い消防団をはじめ、関係機関の協力により人的な被害はなく、大事には至りませんでした。が、町内各所において河川、道路、林道、急傾斜地などに被害が生じており、本年9月定例会におきましても台風7号による被害と合わせて、災害復旧等の為の補正予算を提案することにいたしております。

これら7月豪雨のことにつきましては、速やかに広報かわたな8月号に特集記事を掲載して、町民の皆様詳しくお知らせをしたところでありますが、自然災害の脅威に対して、町民の皆様の安全を確保するための備えの重要性を改めて認識した次第であります。

また、今回の災害対策本部の設置に際しましては、急遽、総務課に黒板等を持ち込み、災害対策本部としたものでありますが、各避難所や警戒巡視に当たった消防団からの情報収集、消防団や関係各課への指示など、指揮命令や連絡調整などに大変不便を感じたところであり、災害発生時の拠点となるべく、現行の本庁舎の不備を痛感したところでもあります。それと同時に、防災拠点・復旧拠点としての機能を備えた新庁舎建設の必要性を改めて認識した次第であります。

次に、広島県三原市への給水支援活動についてであります。7月6日から8日にかけて、西日本を中心に降り続いた記録的な大雨により、特に中国・四国地方においては多数の尊い命が奪われるなど、甚大な被害が発生をいたしております。この災害により、ライフラインである水道施設の被害も発生したことから、日本水道協会から九州地方支部を通じて応援給水業務の要請があり、7月9日に長崎県支部から本町に正式に支援の要請があったところでもあります。この要請を受け、本町では広島県三原市へ給水車及び職員の派遣を決定し、7月10日には本町を出発し、翌11日から19日までの9日間、三原市の幸崎中学校において給水支援活動を行ったものであります。炎天下の作業でありましたが、1日当たり約7,000、600人の方々に飲み水を供給し、住民の方々から大変感謝をしていただいたようであります。その後、交代で派遣した者も含めて5名の職員による報告会を開催し、給水支援活動の概要並びに各職員からの活動に従事した所感について報告を受け、職員全体で災害支援についての情報の共有を図ったところでもあります。

本町としては東日本大震災、熊本地震に次いで3回目の災害支援のための職員派遣となりましたが、先日の北海道胆振東部地方地震も然り、明日は我が身というように、いつ何時本町が災害に見舞われるかもわかりません。本町といたしましては、こうした災害支援は他人事と捉えるのではなく、今後可能な限り率先して取り組んでまいりたいと、このように考えております。

次に、長崎県消防ポンプ操法大会についてであります。川棚町消防団第1分団の第34回長崎県消防ポンプ操法大会出場につきましては、3月の定例会におきましてもご報告したとおりであります。先月8月5日いよいよ大

会当日を迎え、東彼分会の代表として第1分団が出場いたしました。選手達は他の団員や消防後援会の方々が見守る中、機敏で協調性のある大変素晴らしい実技を披露し、惜しくも優勝は逃したものの、見事敢闘賞を受賞いたしました。今回の出場によって、操法技術の向上はもちろんのこと、消防団全体としての団結力や士気の向上に目覚ましい効果があり、また、特に第1分団と地域住民の方々の絆づくりなど、操法大会そのもの以上に大きな成果があったのではないかと実感をいたしております。ほぼ半年に渡って訓練に励んでいただいた第1分団、それを支援していただいた団長以下消防団の皆様、消防後援会、地元住民の方々、佐世保市消防局東彼出張署の署員の方々、その他関係者の皆様方に心から敬意と感謝を表する次第であります。以上3点について行政報告とさせていただきます。

次に、本定例会での行政からの提出議案は、人事に関する同意等の案件4件、専決処分の報告3件、平成29年度各会計決算認定7件、平成30年度各会計補正予算7件、条例制定1件、条例の一部改正1件、その他の案件2件であります。提案理由につきましては、その都度説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

(10:34)

**議 長** これで町政運営の所信及び行政報告を終わります。

次に、日程第5「特別委員の選任」を行います。新庁舎等建設調査特別委員は定数7名ですが、現在1名の欠員が生じております。特別委員の選任につきましては、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りをいたします。新庁舎等建設調査特別委員に堀田一徳議員を指名したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、新庁舎等建設調査特別委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定をいたしました。

(10:35)

**議 長** 次に日程第6、議案第28号「平成30年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第28号「平成30年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」について提案理由をご説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億77万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億1,737万1,000円にしようとするものであります。合せて地方債の補正を行うものであります。

歳入においては固定資産税の課税実績による増額、地方交付税、臨時財政特例債の決定による増額、補助事業にかかる国、県支出金の増額、平成29年度決算確定に伴う前年度繰越金の増額が主なものであります。また、歳出においては、無呼吸アラームなど乳幼児の睡眠時の事故を防ぐため、保育所等が購入する備品に対する補助金の追加、防犯ブザーの購入など小学生の登下校時の安全確保に要する経費の追加、漁村再生交付金事業の決定額に合わせた事業費の減額、県営の農地整備事業、基幹農道川棚西部の決定額に合わせた建設事業負担金の減額、下水道会計の補正に伴う出資金の減額、そして台風7号及び7月の豪雨により発生した、農地農業施設災害の復旧及び公共土木施設災害復旧費の追加が主なものであります。その他当初予算編成後の事業変更等に対応するための必要な事業費について計上したものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** それでは歳出からご説明いたしますので、25ページ、26ページをお開きください。

2款総務費であります。1項7目情報通信基盤整備事業費につきましては、財政内訳の組み替えであります。内容としましては、主要地方道川棚有田線の交通安全施設整備工事において、光ブロードバンドのケーブル移設が必要となり、その移設にかかる補償額が決定しましたので財政内訳を組み替えるものであります。

次に9目地域づくり事業費、説明欄の地域おこし隊事業費、農業振興であります。今年3月に採用しました地域おこし協力隊員の今後の活動内容が固まりましたので、その活動内容に合わせ予算の範囲内で組み替えを行うものであります。次のページをお開きください。

3款民生費であります。1項1目社会福祉総務費、説明欄の社会福祉総務費1,210万6,000円の増額はすべて23節で、平成29年度の各事業実績に伴う補助金の精算返納金であります。

次の後期高齢者医療保険事業費26万4,000円の減額は、28節で後期高齢者医療特別会計の繰出金であります。その内容といたしましては、集団健診者数が当初より多くなる見込みとなりましたので、その分を増額するものであります。

次の介護保険事業費2万1,000円の増額につきましては、こちらも23節で低所得者保険料軽減負担金の精算返納金であります。

次に2目障害者福祉費、備考欄の障害者福祉サービス事業費の55万1,000円の増額は、法改正に伴うシステム改修に係る委託料で、その2分の1が国庫支出金により支出されます。

次に5目国民年金事務費86万2,000円の増額は、こちらも国民年金保険料に係るシステム改修に係る委託料で、その全額が国庫支出金で措置されます。

次に2項1目児童福祉総務費、備考欄の児童福祉総務費560万2,000円の増額は、23節で保健所等への給付費に係る国県支出金の清算返納金であります。

次の保育所運営事業費256万1,000円の増額は、15節で小串保育所園内に設置されている小串小学校記念碑が、地震等で危険と判断されたのでその安全対策工事費を、19節で無呼吸アラームなど、睡眠中の事故防止備品の購入に対する補助を新たに行うため計上するものであります。次のページをお開きください。

4款衛生費であります。1項1目保健衛生総務費99万6,000円の増額は、産休代替えで臨時職員を雇用するため、社会保険料賃金を増額するもので、次の4目健康増進費、備考欄の健康教育費3万9,000円の増額は、健康まつりにおいて交通整理等を行う警備員を増員することとしました

ので、その委託料を増額するものであります。次のページをお開きください。

6款農林水産業費であります。1項5目農地費。備考欄の農道新設改良事業費3,500万円の減額は、県営事業の基幹農道川棚西部線の交付金決定額に大きな減額が生じたので、13節においてその建設事業負担金を減額するものであります。

3項2目漁港管理費6万円の減額は、惣津広場の浄化槽の修繕料の不足分を増額するもので、次の3目漁港建設費、備考欄の漁村再生交付金事業費8,750万円の減額は、こちらも農村再生交付金事業、川棚漁港整備における交付金決定額の減額によるものであります。次のページをお開きください。

7款商工費であります。1項3目観光費712万3,000円の減額は、28節において観光施設事業特別会計の繰出金であります。その内容につきましては、落雷や台風7号により、施設災害の復旧費が主なものであります。次のページをお開きください。

8款土木費であります。5項2目公園管理費の35万円の増額は、11節で台風7号により宮ノ前第二公園の外灯に被害がありましたのでその修繕費を、12節においては東小串公園内浄化槽の下水道への切り替えにおいて、汚泥引抜量が想定以上となったため、手数料を増額するものであります。

3目公共下水道費につきましては、下水道事業会計の補正に伴うものでありまして、19節で下水道会計への補助金307万の増額、そして23節でこれも下水道事業会計の出資金2,864万2,000円の減額、合わせて2,557万2,000円の減額であります。

続きまして6項1目住宅管理費100万円の増額は、町営住宅施設の老朽化、また、台風7号や豪雨災害により修繕費が嵩んでおり、今後の施設修繕を見込み増額するものであります。次のページをお願いいたします。

9款消防費であります。1項2目非常備消防費12万5,000円の増額は、消防団員安全装備品整備等助成事業の助成決定により、11節において消防団員の安全装備品の購入費、これはラッパ隊員の防寒着になります、を計上したものであります。また、18節の35万円の減額は、備品購入費で計上しておりました消防ホースの購入費を、消耗品として11節の事業費

に組み替えるものであります。次のページをお開きください。

10款教育費であります。1項1目教育委員会費、19節の2万円の増額は、長崎県教育委員会研究大会負担金の計上漏れであり、2目事務局費の75万9,000円の増額は、小学生の通学時の安全対策のためのもので、小学校全児童への防犯ブザーの購入、そしてこども110番の家の表示板を購入するものであります。

2項1目学校管理費24万円の増額につきましては、石木小学校及び小串小学校の施設が白蟻被害で修繕料が嵩んでおりまして、今後の施設修繕を見込み増額するものであります。

3項1目、こちらも学校管理費になります。20万円の増額は、こちらも川棚中学校プール建屋が台風7号で被害を受けるなど、修繕費が嵩んでおり、今後の施設修繕を見込み増額するものであります。

次の2目教育振興費では、中学校のイングリッシュキャンプが長崎県市町村振興協会の国際交流支援事業の助成対象となりましたので、財政内訳の組み替えを行うものであります。次のページをお開きください。

11款災害復旧費であります。ここでは台風7号及び7月豪雨災害の復旧費を計上しております。1項1目農地農業施設災害復旧では、農地災害17箇所、農業施設災害8箇所の災害復旧に要する事務費、測量費、工事費を、2目林業施設災害復旧費では林道虚空蔵線など林道4路線、7箇所の災害復旧に要する事務費、工事費を計上するものであります。

2項1目公共土木施設災害復旧費では、町道岩屋線など災害5箇所、石木川など河川災害4箇所の復旧に要する測量、工事費を、2目漁港施設災害復旧費では、三越防波堤の復旧に要する事務費、工事費を計上するものであります。次のページをお開きください。

14款予備費であります。1項1目予備費は、歳入歳出の見合いにより9,651万4,000円を増額するものであります。以上が歳出であります。続きまして歳入について説明しますので、7、8ページをお開きください。

1款町税、2項1目固定資産税であります。固定資産税の課税実績により増額するものであります。次のページをお開きください。

9款地方交付税であります。1項1目地方交付税、こちらは地方交付税

の交付決定に伴う増額であります。次のページをお開きください。

1 1 款分担金及び負担金、1 項 3 目農林水産業費負担金につきましては、歳出で説明しました農地災害復旧に係る地元負担金でございます。次のページをお開きください。

1 3 款国庫支出金であります。1 項 3 目災害復旧事業費国庫負担金は、こちらは公共土木施設災害復旧工事に係る国庫負担金であります。

2 項 1 目民生費国庫補助金、備考欄の障害者総合支援事業費補助金につきましては、歳出の障害者福祉費で説明しました法改正に伴うシステム改修に対する補助金で、その下の保育対策総合支援事業費補助金につきましては、こちらも歳出で説明しました保育所等の無呼吸アラームなどの購入補助に対する国庫補助金であります。

続きまして3 項 2 目民生費委託金、備考欄の基礎年金等事務費交付金は、こちらも歳出で説明しました国保年金関係事務システム改修に対する交付金でございます。次のページをお願いいたします。

1 4 款県支出金であります。2 項 5 目農林水産業費県補助金につきましては、備考欄の漁村再生交付金事業費補助金でございますが、漁村再生交付金事業三越漁港整備の交付金の減額決定により減額するものであります。

1 1 目農水施設災害復旧費補助金は、農地、農業施設、林道、漁港施設の災害復旧に対する補助金でございます。次のページをお開きください。

1 5 款財産収入でございます。2 項 1 目物品売払収入につきましては、しおさいの湯のマイクロバスの売払いによります収入であります。次のページをお開きください。

1 8 款繰越金でございます。1 項 1 目繰越金につきましては、平成 2 9 年度決算確定に伴い生じた純繰越金の追加であります。次のページをお願いいたします。

1 9 款諸収入であります。3 項 1 目農林水産業費貸付金収入につきましては、公益財団法人長崎県林業公社への貸付金の一部が償還されることになりましたので、その償還額を計上したものであります。4 項 5 目雑入の備考欄の全国町村会賠償補償及び共済事業保険金は、6 月のしおさいの湯の落雷被害、これは電話交換機の被害であります。そして台風 7 号によるくじゃく園の建物被害に対する共済金を計上しております。

次の後期高齢者医療事業委託料の増額は、歳出の後期高齢者医療保険事業でご説明しました、集団検診費用の増額に対応するものでございます。

次の国際交流支援事業補助金、こちらも歳出で説明しました、中学生のイングリッシュキャンプに対する長崎県市町村振興協会の補助金で、次の電線路移転補償金は、こちらも歳出で説明しました光ケーブルの移設に係る補償金でございます。

その下の消防団員安全装備品整備等助成金は、こちらも歳出の消防費で説明しました消防団員の安全装備品購入に対する助成金であります。次のページをお開きください。

20款町債であります。1項3目農林水産債、備考欄の漁港建設事業債は、漁村再生交付金事業三越漁港整備の減額に伴う起債の減で、次の農道整備事業債は、基幹農道川棚西部線の建設事業負担金の減額に伴う起債の減でございます。

7目災害復旧費、備考欄の農地農林施設災害復旧費は、農地農業施設及び林道の災害復旧に伴う起債で、その次の公共土木施設災害復旧費は、こちらも石木川の災害復旧に伴う起債であります。その次の漁港施設災害復旧債は、三越防波堤の災害復旧に伴う起債でございます。

8目臨時財政対策債につきましては、こちらは交付決定に伴う増額であります。

以上のように20款町債につきましては、補正前の額が4億8,440万円、これを2,800万円減額して、4億5,640万円にするものであります。以上で歳入の説明を終わります。続きまして3ページをお開きください。

第2表 地方債補正であります。この地方債補正の表につきましては、先ほど説明しました20款町債に対応するものでありまして、上段の変更の表におきましては、補正前と補正額の限度額の差額が、また、下段の追加の表では限度額が23ページの町債の補正額と一致するものであります。補正後の限度額の合計を4億5,640万円とするものであります。

以上が「平成30年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」の内容でございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** ここで、しばらく休憩をいたします。

( 1 0 : 5 5 )

(…休 憩…)

( 1 1 : 1 0 )

**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議 長** これから質疑を行います。田口議員。

**2 番 田 口** 28 ページで説明がありました保育所運営費に関連してですね、無呼吸アラームというものを設置するみたいな説明がありましたが、無呼吸アラームっていうものはどのようなものなのかということと、どんなふうに何個ぐらい設置するのかと。1 ついくらぐらいするのかとか、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

**議 長** 住民福祉課長。

**住民福祉課長** はい。ただいまの質問についてご説明いたします。まず、無呼吸アラームですが、睡眠中にですね、無呼吸、呼吸の状況を検知するような機器でございまして、これらを午睡中の乳児に対してですね、装着することで、こうした呼吸停止などのですね、発見をしやすく、もしそういった場合があったときにですね、いち早く発見しやすいようにですね、子どもさんの方に機器を、器具をですね、取り付けるというかですね、そういったものを備えて、いろんなタイプがあるみたいです。おむつのところに取り付けたり、あとはマットの下に敷いてですね、それで呼吸音を検知するとか、そういった備品がございまして。数量につきましてはですね、各園の方からですね、希望を、要望をですね、聞き取りを行って、今回補正の方に予算を計上したところとございまして、無呼吸アラームのですね、マット型になるんですけども、これが全体の要望ですね、園5箇所ですけども、これからの要望が合計しますと10台、そしてその他の別製品ということで、簡易型でおむつに取り付けたりというものなどがあるんですけども、こういったものが20台。あるいは、眠りにつきたときの状態を維持するというかですね、要するにうつ伏せ防止などを防ぐためにですね用いるバウンサーというものがございまして、こういったものの要望が12台ということであがってきております。それから、簡易的な無呼吸のチェックをするものが21台ですかね。これは全5箇所の施設の合計としてこれだけの要望を受けて予算化を、補正予算として計上をしたものでございまして。以上です。

**議** 長 住民福祉課長。

**住民福祉課長** 金額の部分がちょっと抜けておりましたけれども、無呼吸アラームのマット式のタイプのもはですね、定価的なものでいけば14万程度するみたいでございます。高額なものになっていくようでございますし、今回の補助事業につきましては国が2分の1、それから町が4分の1、各施設の負担も4分の1ということでございますので、そういったものも考えられてですね、要望があったものということで考えております。以上です。

**議** 長 村井議員。

**1 3 番 村 井** 1 3 番、村井です。4 2 ページの災害復旧費のところ、これは三越の防波堤の、今回、台風7号により壊れた部分かと思うんですけども、これは40m伸ばした分の今回壊れた分、その復旧ということは、旧態依然じゃありませんけれども、前造ったような、それを補修するのか、それともまた違うような方法でされるのか。と言うのは、その前の片島防波堤その3、それについても一部台風でずれたというようなことありましたよね。同じような復旧をしても、また同じようなことが起きるのかなというようなことを心配しております。例えば、今40m伸ばした分の壊れた部分をそのまま復旧をして、漁師さんに言わせると、それだけじゃ足りないんじゃないかと。その40m分を外側に消波ブロックでも入れんと、同じような復旧をしても、また同じようなことが起きるのではないかというような心配をされておりますので、今後、この復旧という内容的なものをどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

**議** 長 産業振興課長。

**産業振興課長** 村井議員の質問にお答えいたします。今回の台風による災害ですけれども、新しく造りました40mの中の30.5mが被災をしております。災害復旧につきましては、基本的には原型復旧でありますので、それ以上のことは今のところはできないということで査定を受けております。また次の災害が起きる懸念といたしますか、それはちょっと私の方からは言えんとですけども、最初の災害については基本的に原型復旧というふうになっております。以上です。

**議** 長 はい、三岳議員。

**3 番 三 岳** 3 番、三岳です。今のにちょっと関連してですね、もともと

ですね、当初のですよ設計施工、そういったものに問題がなかったのか、そういった検証をされているんですか。というのはですよ、先ほど村井議員が言われたように、同じ原状に復旧されても、また同じことが起こると。ですから、今回被災した部分についてはですよどういった原因で、例えば当初のですよ、設計の段階で強度的なものが不足していた、そういったこととか検証されたのかお尋ねをします。

**議**            **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** 三岳議員の質問にお答えいたします。今回の災害につきましては、7月3日の台風7号によりまして、最大瞬間風速が23.4mということで、南南西の風が吹いてそこに波が当たって被災をしておりますけれども、この防波堤の設計につきましてはコンサルに、海の業者なんですけれども、コンサルに委託をしまして、そのあとに県の審査、それから水産庁の審査を受けて、その基準でOKをもらって施工をしております。その基準の風速以上の風速が吹けば、やはりその基準より大きい波が来ますので、もたないというふうなことになります。今回来られた災害査定官ですけども、東日本大震災の災害復旧にも当たられてますけども、そこは防波堤自体がほとんどないという状態です。ですので、それに耐えられるような復旧は難しいというふうなことで、災害復旧についてはやはり原型復旧、そのときの設計については基準を満たしていたと、設計基準をですね、満たしていたということでもあります。以上です。

**議**            **長** はい、三岳議員。

**3 番 三 岳** 要は想定外という捉え方ですか。しかし最近ですよ、先ほど風速40何mとおっしゃったんですけども50mとかですよ、この間の大阪とかそういったところはですよ、もっと大きな台風がくる可能性があると思うんですよ。ですから、原状復旧されてもですね、また同じことが起きるということになればですよ、やはり設計を変えるべきではないかなと思うんですが、その点は、もう査定を受けられたということですので、もう変えられないのかなと思うんですが、何か、ちょっと納得できないような気がするんですが。

**議**            **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** 三岳議員のご質問にお答えいたします。設計基準ですけれど

も、水産庁の基準になります。災害復旧は原則、原型復旧。これはもう法律で決定されておりますので、その基準の見直し、今回も台風、それから西日本豪雨、地震、きておりますけれども、それに見合った設計基準に変えていくというのは、やはり国の方の基準を変えていただかないとできないというふうなことになります。単独ですれば、単独で行えば町のより強固な工事ができますけれども、そこまでの単独費を出してということは不可能ですので、どうしても災害復旧で行う。そのための基準を守らなければならぬというふうなことであります。以上です。

**議**            **長** はい、久保田議員。

**4 番 久 保 田** 関連ではありませんが、ページの24ページと、それから42ページ。私もよく聞き取れなかったんですけども、24ページの災害復旧費の公共土木施設災害復旧費90万のところ、ここは石木川の災害復旧とおっしゃったと思いますけども、石木川のどの辺りの箇所かというのと、それから42ページの災害復旧費、河川4箇所というところですね。これがどこの辺りかをお尋ねします。

**議**            **長** 建設課長。

**建 設 課 長** はい。それでは久保田議員のご質問にお答えいたします。まず、24ページの公共土木施設災害復旧費90万円につきましては、普通河川石木川の災害復旧でありまして、場所は木場地区日向橋の下、右岸側であります。

それから42ページの河川の4箇所についてであります。まず1箇所目が猪乗川でございます。猪乗川は猪乗地区の水上さんの上流側の法面、あるいは排水路がそれぞれ1箇所ずつであります。もう1つが岩屋川の護岸でありまして、川原地区の石丸さん宅入口の上流側。ここににつきましては町道と兼用護岸になっておりまして、護岸の根石が抜けておりましたので、コンクリートで詰め込みをするように計画をしているところでございます。もう1つが春ノ谷川と言いまして、これは猪乗地区でございます。猪乗地区の春ノ谷の入口の下流側、西さん宅に猪乗から向かって行けば、入って行ってすぐのところの河川護岸でございます。以上です。

**議**            **長** はい、山口議員。

**1 番 山 口** 32ページでございますが、基幹農道の農道新設改良事業費

の基幹農道西部地区に係る3,500万の減ということですが、これはもう基幹農道についてはずっと当初の計画よりはるかに遅れながら行っているわけですが、この3,500万というのはどういった部分を結果的に工事その他、縮小になるのかお尋ねします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** 山口議員のご質問にお答えいたします。基幹農道川棚西部線のどういった部分といいますか、県が国の方に当初予算の要求をしております。それが6億5,000万です。交付決定があったのが6億5,000万のうち3億ということで、当初予算を見込んで町の予算も計上しておりましたので、その割当額がそこまでつかなかったというふうなことで減額というふうになっております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい、山口議員。

**1 番 山 口** 今のに関連してですが、いわゆる6億予算を請求してですね、結果的に3億しか国が認めなかったということは、県の予定からいけばですね、半分の工事額だろうと。単純に金額だけからいけばですね。そうすればこの交付に対して半分しか交付金がこないということは、この西部地区というのの工事そのものがですね当初よりかなり遅れてきていると。また、今後もそういう見込みだろうと考えられるわけですが、何か西部地区、西部地区と言いながらですね、なかなか進まないというのが現状であろうと。そういった意味で、もう少し強い姿勢でですね、やはり要求をしていくということは考えていないのかどうかですね。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** 山口議員のご質問にお答えいたします。予算につきましては、各県の共通といいますかですね、その予算要求は随時しております。

ただ、全体額、県の方に、交付金については県の方に全体がきて、その中で農林関係と漁港関係で分けられ、その中から主要な工事の方に、県の方である程度配分をしていくというふうになっております。要望は毎年強く行っているところであります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい、波戸議員。

**8 番 波 戸** 予算書の39ページ、40ページ。説明欄の7番、学校防犯対策費。先ほど説明の中で防犯ブザーを小学生に配るというお話でしたけ

れども、やはり防犯ブザー、配りました、終わりましたではいけないと思うんですが、やはりその使い方なり、防犯に対する啓発活動なりを、警察とか専門家なりの講習の予定はされているんでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育次長。

**教育次長** お答えします。これは先ほど言われたように、当然配ってそのまま使い方がわからないということでは意味がありませんので、各学校でそういった指導といいますか、そういったことを実施するということでは指導をしていきたいと思えます。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい、小田議員。

**11番小田** 11番、小田です。今の波戸議員の質問と同じところですけども、防犯ブザーの購入は大変いいことだと思いますので、十分活用できるようにご指導を願いたいと思います。それからあと、110番の家の表示板を新しくするというふうになっておりますけども、今までは110番の家というのはですね、警察と小学校がやっていることであつてと、110番の家などは警察あたりが整備をするというふうには、ずっと答弁を受けていたわけなんですけども、今回なぜこの110番の家というのをですね、町が準備をするようになったのかというのの経緯と、考え方がどう変わってきたのかというのとですね、あとその設置場所、何箇所ぐらいに設置をするのか、また、看板というのはどういうものを設置をするのかというのをお尋ねいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育次長。

**教育次長** お答えします。まず、経緯につきましては、今まで防犯協会といいますか、それと学校側が作ったということで、うちの方ではそちらの方でっていうことでお願いをしていたわけですが、今回5月に連れ去りの未遂事件があつております。それを受けて、各小学校もその支援会議等ですね、そういった防犯に対して父兄とか意見をいただいた中で、やはり110番の家がわかりにくいということで、看板等を新しく設置していただきたいという意見がありましたので、お願いをしてもなかなか進みませんので、緊急ということで教育委員会で設置をするということで考えております。

設置の戸数については今51、110番の家がありますので、それに全

部つけるということで考えております。その内容ですけど、今、町内各所にクジャクマンの看板があるかと思えますけど、それと同じような看板をですね作って、設置方法については例えば玄関に貼るとか、看板を立てるとかいろいろ方法があるかと思えますけど、そのブザーを含めて予算を計上しているところです。以上です。

**議** 長 福田議員。

**1 2 番 福田** 3 4 ページの観光費の落雷等による被害の分が説明がありましたが、一般財源になっております。保険にはかかっていなかったのかということと、再発防止の対策は含まれているのかをお聞きしたいと思えます。

それと、これまでの質問に関連してですが、2 8 ページ、いわゆるベビーセンサーですか。先ほどの説明ではいろいろありましたが、対象となる子ども達、子どもといたしますか乳児の何%といたしますか、全員分といたしますか、割合はどういうふうな購入になっているのかをお聞きしたいと思えます。

それともう1点、先ほどの4 2 ページの三越の防波堤の件ですけれど、原状復旧ということですが、さっき見ましたところ、落ちてなくなっている分に対しては凹凸といたしますか、4、5 0 c mの突起物を4箇所はめたようなところでずれを防止するようになっていたと思うんですが、そのうち3つの突起がなくなっていて、それは鉄筋とか入れるような復旧の仕方とかはできないのかお聞きします。

**議** 長 産業振興課長。

**産業振興課長** 福田議員のご質問にお答えいたします。まず観光費の部分ですけれども、被災したものの保険ということですが、諸収入の中に、2 2 ページをお開きください。雑入があります。この全国町村会賠償補償及び共済事業保険金、この中でまず特会で説明しようと思ったんですけど、ここでもう説明いたします。自然公園のアーチェリー場の屋根が風で飛んでおります。その部分について、建物共済に入っておりましたので、この中で1 7 万 2, 0 0 0 円くる予定になっております。それと、しおさいの湯の電話交換機の落雷被害、これが共済金が5 9 万 4, 0 0 0 円、一応予定をしております。ただ、もう1つ、温泉源の送水ユニットが

落雷で被災しております。この分については保険に入っておりませんでしたので、この分については保険がきません。今後の対策ですけれども、この温泉源はどうしても命綱といいますかね、そこの。ですので、落雷の対策、例えばちょっと離れたところに避雷針、そういったものを設置するかするんですけど、避雷針は地下の方に抜けます。そうすると、地下の水の中ポンプに影響のある可能性がありますので、そこら辺も吟味しながらそういう対策と、ここの保険に入るということをですね、今、検討をしているところであります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 引き続きどうぞ。

**産業振興課長** 三越ですけれども、三越防波堤のブロックに突起があって、そこに雄雌のような状態ではまる形なんですけれども、今飛んでおりますけれども、上部コンクリートをどうしても壊します。今のところは新しく造るものは考えてありませんけれども、上部コンクリートを叩いて壊したときに、下のブロックが壊れた場合は新設していいということで、事業変更の手続きを取ってくださいということで査定官から言われております。そういうふうにして、あそこの部分については新しいものを設置する。また、海の中に落ちているものがありますけれども、それも上げて、壊れているものについては新しく造ると。補修はないということです。少しでも欠けていたら新しく造るというふうなことで査定を受けております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 住民福祉課長。

**住民福祉課長** はい。福田議員からいただきました事故防止に係る備品の助成事業に対する、購入に対する使用者の割合ということでご質問をいただきましたけれども、この安全防止対策、事故防止対策用品につきましては、すべての未就学児を対象とはしておりますけれども、概ね年齢的に使用をするということになりますと0歳、あるいは1歳程度というような形になってくるのではないかと考えております。そこで、今4月1日現在のですね、0歳、1歳の保育利用の人数が85名となっております、今回、全体購入が43台ということで希望がっております。こういう状況からしますと50.6%程度の整備というような形になるかと思っておりますけれども、1歳につきましても、1歳の到達の年齢を入れておりますの

で、乳幼児、1歳未満となりますと、0歳児が4月の段階では23人ということになっておりますので、これで行きますと充足するのかなと思えますけれども、やはり子どもさんの発育の状況によって使用の状況も異なってくると思えますので、今0歳、1歳の割合ということで考えますと、約50%ちょっと超えるぐらいの整備率というようなことになろうかと思っております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい、福田議員。

**1 2 番 福 田** 一緒に質問しておけばよかったんですけど、この補助事業は今回限りでしょうか。来年度、園から申請があれば受けられるものなのをお聞きします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 住民福祉課長。

**住民福祉課長** はい。ただいまのご質問についてお答えします。これは平成29年度の国の補正予算の事業でですね、30年度に繰越して、今回、国が要望事業としてですね、下りてきている事業でございます。今年度限りということで現状は確認をしております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい、小谷議員。

**9 番 小 谷** 三越の防波堤に関してですけども、先ほどから説明の中で原型復旧ということであっていますが、基礎の部分というのはずれてないんでしょうか。もし基礎がずれている場合でしたら、原型復旧というの基礎から直すものなんですか。

それとあと、設計段階の基準、すみません、私が聞き漏らしたのかもしれませんが、設計段階の基準というものの最大風速というものはだいたいどれくらいで設定されているものなのかというのを、ちょっとお尋ねしたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** それでは小谷議員のご質問にお答えいたします。原型復旧ですけれども、今回の防波堤の工事の内容につきましては、延長が30.5mで、基礎工が15.3m、これはやはり基礎が、下がずれていますので復旧します。堤体工が29m、上部工、上の部分ですね、上のコンクリートですけど、これが30.5mで、あと付属工は先の電気の部分とか、あとタラップとかがあります。そういったものですね。そういった付属工一

式となります。ですので、基礎の部分もいくらかは復旧をします。あと、設計基準の風速ですけど、今ここに資料を持ち合わせておりませんので、あとで説明いたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい、田口議員。

**2 番 田 口** 39、40ページの教育費についてですけども、エアコン設置の予算が入っていないなと思って、聞こうと思っておりましたが、先ほどの町長の説明で臨時国会が終わってからのというようなことのようなので、状況はわかったんですけど、考え方を聞いておきたいんですけど、そうやって国の方が決まって予算が下りてくるとして、来年の夏ですので、一斉に、全国一斉にやるので、来年度当初だけではおそらく対応できないのしょうから、本年度も早急に補正予算を組むということになるのではないかと思います、そのようになるのでしょうか、ということをお聞きいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 関心もありますので、わかる範囲で答えられれば。答えられなければ、補正の枠に入っていないので。はい、教育次長。

**教 育 次 長** すみませんけど、現在その質問にはお答えできません。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい、久保田議員。

**4 番 久 保 田** 同じく40ページの学校管理費の中で、石木小学校と小串小学校の白蟻、10万と14万が記載してありますが、だいたいこの金額というのは一般家庭でもこのくらいはかかる程度なんですけども、これで広がりを読み止められるのか、それとも今後もほかの、ここにはない川小とか、川中とかには発生するという、それも載っていないから言えないですけど、これだけで読み止められるのか、十分なのかというのをお尋ねします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい、教育次長。

**教 育 次 長** お答えします。まず石木小学校については体育館のフロアが、ちょうどフロアのところなんですけど、体育館がもうほんの一週間ぐらいで大きく白蟻から食われている状況で、これを差し当たり止めなくてはいけないということで、工事をすぐ依頼していた分が、ここでは10万しか補正ですけど、実際は23万程度かかっています。小串についても発見したところを、とにかくそれ以上広がらないような対策を取っているという工事がこの14万というところで、まだ、業者にお聞きしたらです

ね、まだ次出てくる可能性はあると言われてましたので、根本的な対策には今のところなっていない。ですから今度、対処療法といいますか、出てきたらまたすぐ直すというようなところを取るかですね、あと、今どういったものがあるか、どういったものが実際、根本的な対策があるのか、ちょっと検討しているところです。以上です。

**議** 長 はい、久保田議員。

**4 番 久保田** やはり応急処置ではなくて、やっぱりけがが起きる前に、きちんとした補修というか、そういうことに取り組んでいただきたいと思います。

**議** 長 はい、田口議員。

**2 番 田口** 先ほど、こども110番の看板の説明がありましたけれども、波佐見町内とかはのぼりが立っているんだと思います。あれの方が目立つのではないかと思いますのですが、玄関に貼るような看板じゃなくて、あのようなのぼりの方がよくないですか。

**議** 長 はい、教育次長。

**教育次長** はい、お答えします。うちの中でのぼりにするかっていうのをちょっと議論はしました。のぼりにした場合は、やっぱり管理、外に出して、台風とかで畳まんといかんとか、そういった管理を110番の家の方に負担を強いるということもありますし、のぼり旗はですね、今、各所に地域見守り隊とか、そういったのぼりがあってますけど、結構破損したりするようなことが多いので、とにかく、それじゃなくてパネルをですね、各家の都合に合わせた、例えば玄関のところに大きなもの、だいたい50cm角のやつを考えてますけど、そこに今、交通安全とか対策でクジャクマンの絵を描いてありますけど、そこに110番の家というような、同じような形の奴をして、わかりやすくした方がいいんじゃないかということで考えて、今回、そういうことで考えております。以上です。

**議** 長 はい、他に。はい、小谷議員。

**9 番 小谷** 26ページですけども、地域おこし協力隊の予算組み替えがあっておりますけども、説明の中で確か活動内容がだいたい決まったということで組み替えが行われたということでしたが、どのような方針になられたのか、もし聞ければよろしく願いいたします。

**議** 長 産業振興課長。

**産業振興課長** 小谷議員のご質問にお答えいたします。地域おこし協力隊、横井協力隊ですけれども、もともとがジビエの関係で募集をしております。そういったことで今回、まず9月の今月ですけれども、狩猟登録があります。そういったことで猟友会に入っていて、狩猟登録をしてもらって、3月15日まで狩猟をしてもらうということで考えております。

そういったことで、役務費で狩猟登録等の金額を組み替えております。それに合わせて農産物等の開発といいますかね。そういったもので農産物加工品の作成、これは木場地区の加工所等で考えているところですが、そういったところに補助者っていいですかね、そういった方に来ていただく必要がありますので、そういった方の報償ということで報償費を増やしております。あと、需用費につきましてはイベント出店に係る食材費ですね、そういったものに組み替えております。あとあとは、3月まで狩猟をしていただいて、4月からは有害鳥獣の捕獲っていいですかね、そういったものにも従事をお願いしたいということでお願いをしております。以上です。

**議** 長 ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

**議** 長 はい、よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議** 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第28号「平成30年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」の採決を行い

ます。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第28号「平成30年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」は原案のとおり可決されました。

(11:53)

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(11:53)

(…休 憩…)

(13:00)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長より発言の申し出がっております。産業振興課長。

**産業振興課長** それでは午前中の「平成30年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」の中の災害復旧費の中で、小谷議員から質問がありました三越防波堤の設計の基準となる風速についてですけれども、基準につきましては30年確率の風速23.5mとなっております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に日程第7、議案第29号「平成30年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 議案第29号「平成30年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」について提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,967万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ19億8,855万6,000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** それでは補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳出から説明をいたしますので、12ページ、13ページをお開きください。

1款総務費1項1目一般管理費は、法改正に伴うシステム改修委託料の増額補正となります。次のページをお願いいたします。

2款保険給付費は、補正額はございませんが、1項療養諸費、2項高額療養費において、給付費の推移に伴い、一般被保険者と退職被保険者間を調整しております。次のページをお願いいたします。

9款予備費、1項1目予備費は、歳入歳出の見合いにより増額補正をするものであります。次に歳入を説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、当初予算において旧保険税率で積算計上しておりましたが、30年度から保険税率を下げておりますので、その差額を減額補正するものであります。次のページをお願いいたします。

4款県支出金、1項1目保険給付費等交付金は、歳出で説明いたしました法改正に伴うシステム改修事業の県補助金の増額補正となります。次のページをお願いいたします。

7款繰越金、1項2目その他繰越金は、前年度繰越額の確定による増額補正であります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** これから、質疑を行います。山口議員。

**1 番 山 口** 16ページですが、予備費が補正額が6,940万ということで、最終的に1億5,800万余りですね、いわゆる予備費なんですね。そうすれば27年ぐらいからのですね予備費の推移からいけば、これは異常に高い数字だろうと考えられるわけです。27年は予備費がほとんどそこをつきかけて、いわゆる一般会計から繰入れたと。8,000万ですか。まあそれについては繰出し云々ということで6月の、ちょっとそこで若干議会の方で揉めたところがございますが、討議をしたところがございますが、この1億5,800万という繰越金ですね、これは最終的には

3月の決算見込みその他見なければわからないと思いますが、これはそのまま予備費として置いておくのか、それともこれだけの予備費に余裕があればですね、いわゆる町民に対する保険税率を下げるとか、もしくは将来の国保の健全運営のためにですね、基金か何かに繰入れる考えなのかですね、そういった点についてお尋ねをいたしたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** 山口議員の質問にお答えいたします。まず、予備費の1億約6,000万ほどございますけれども、今回繰越金が29年度において約1億円ございました。それから当初予算、30年度の当初予算で9,000万円の予備費を計上しております。この9,000万の予備費の計上につきましては、県への30年度の負担金が低く示されましたので、予備費に計上することができたところでございます。この約1億9,000万が次年度、30年度に残ってくるというところだったんですけれども、今回の補正において約3,000万の30年度税率改定で税を低くしておりますので、その1億9,000万のうちの3,000万円を今回の補正において財源としております。残り約1億6,000万が今回の予備費の額ということになります。

今後は30年度において、29年度の給付費の清算返還金が、国への返還金が約3,000万生じるものと計算をしております。残り、1億6,000万から3,000万を差引いたとこの1億3,000万、この予備費で運営をしていかなければならないと考えております。この1億3,000万につきましては、県の31年度の納付金がどのような金額で示されるかというのが、まだ1月にならないとわかりません。ですので、今の保険税率で賄いきれなければこの予備費で対応をしなければならないと考えております。そのほか基金の造成であるとか、次年度の予備費、それから調整交付金等が歳入見込みより低く示されたときの対応、それでも余裕があるときには税率の改定等も考えなければなりませんと考えております。これらのことについて、今後この予備費を使って行きたいと考えております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい、ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

「なし」の声あり

**議 長** はい。質疑はないようですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第29号「平成30年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、議案第29号「平成30年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:10)

**議 長** 次に、日程第8、議案第30号「平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第30号「平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,321万円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進

課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議**            **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** それでは、補正予算の内容につきまして事項別明細書でご説明いたします。歳出から説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費は、健康診査事業における件数増に伴う委託料の増額補正となります。次のページをお願いします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合への保険料納付金で、29年度分を広域連合へ納付するものであります。次のページをお願いいたします。

3款諸支出金、2項1目他会計繰出金につきましては、平成29年度の精算による事務費等分を一般会計へ返還するものであります。次に歳入をご説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。

4款繰入金、1項1目事務費繰入金は、歳出で説明いたしました健康診査事業の増額補正に伴う一般会計経由の広域連合負担金の増額補正となります。次のページをお願いいたします。

5款繰越金、1項1目繰越金は、前年度繰越額の確定による増額補正であります。歳出における広域連合納付金と一般会計繰出金の合計となります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議**            **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

**議**            **長** よろしいですか。はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第30号「平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、議案第30号「平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:15)

**議 長** 次に、日程第9、議案第31号「平成30年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第31号「平成30年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,071万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,737万2,000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳出から説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

4款地域支援事業等費、1項2目包括的支援事業・任意事業費につきましては、今年度から地域包括支援センターの社会福祉士として採用した職員の

給料、手当等に関する増額補正となります。次のページをお願いいたします。

6 款諸支出金、1 項 2 目償還金は、平成 29 年度の介護給付費負担金、地域支援事業交付金等の清算において、国、県、支払基金への清算返還金として増額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

7 款予備費、1 項 1 目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより増額補正をするものであります。次に歳入についてご説明いたします。6 ページ、7 ページをお開きください。

9 款繰越金、1 項 1 目繰越金は、前年度繰越額の確定による増額補正であります。なお、この繰越金には歳出 6 款諸支出金で説明いたしました国県等への償還金も含まれております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくをお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 31 号「平成 30 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第31号「平成30年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:19)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第10、議案第32号「平成30年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 議案第32号「平成30年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）」の提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,123万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9,132万3,000円にしようとするものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては、産業振興課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

大変失礼をいたしました。歳入歳出それぞれ7,123万円とかいうふうに申し上げましたが、最初から読み直します。

議案第32号「平成30年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）」の提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ712万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9,132万3,000円にしようとするものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては、産業振興課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。大変失礼いたしました。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。まず、歳入からご説明いたしますので6ページ、7ページをお開きください。

1 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 7 1 2 万 3, 0 0 0 円の増額につきましては、この後に説明いたします歳出の増額分について、一般会計からの繰入金を増額するものであります。次に、歳出をご説明いたしますので、次のページをお開きください。

1 款観光施設事業費、1 項 2 目改良費、この説明欄の 1、大崎公園改良費 3 4 万 5, 0 0 0 円の増額補正につきましては、1 5 節工事請負費になりますが、大崎くじゃく園の旧アーチェリー場の屋根、アーチェリーの弓を引く方の屋根になります。2 4. 5 m<sup>2</sup>が、7 月 3 日の台風 7 号により破損したものであります。緊急を要したために現行予算で対応しておりまして、今回補正をするものであります。

説明欄の 2、すみません、説明欄の 3 ですね。すみません、説明欄の 2 です。国民宿舎改良費につきましては、5 6 2 万 3, 0 0 0 円の増額補正につきましては 1 5 節、これも工事請負費ですが、大崎キャンプ場駐車場脇にあります、大崎温泉のお湯を送る中継施設が、5 月 5 日の落雷により被害を受けたものであります。これも緊急を要したために現行予算で対応しております。今回補正するものであります。復旧工事につきましては温泉の給水ユニット及びインバータの交換を行っております。

次に説明欄の 3、大崎温泉改良費 1 1 5 万 5, 0 0 0 円の増額補正につきましては、まず、しおさいの湯の電話交換機設備が 6 月 3 0 日の落雷によりまして被害を受けたものであります。これも緊急を要したために現行予算で対応しており、今回補正をするものであります。

もう 1 つ、しおさいの湯の下に、海水浴場側ですけれども駐車場があります。この駐車場としおさいの湯をつなぐ階段が設置されておりますが、この階段の脇に照明設備が付いております。これが照明設備が壊れておりまして、現在電気がつかない状態になっており、これからもう 5 時過ぎ、6 時には暗くなるということで、ここは利用者が多く、足元が見えなくて危険になるということから、今回補正をするものであります。

合わせまして、まず最初の電話交換機が 5 5 万、それと電気の分につきましては 6 0 万 5, 0 0 0 円、合わせて 1 1 5 万 5, 0 0 0 円を増額補正するものであります。

以上説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしく

お願いいたします。

**議**            **長** これから、質疑を行います。

「な し」の声あり

**議**            **長** はい、よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議**            **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議**            **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第32号「平成30年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第32号「平成30年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:27)

**議**            **長** 次に、日程第11、議案第33号「平成30年度川棚町下水道事業会計補正予算（第1回）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**町**            **長** 議案第33号「平成30年度川棚町下水道事業会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は収益的収入及び支出で、収入において139万7,000円を追加し、収入予算の総額を5億2,295万3,000円に、また、支出において165万3,000円を追加し、支出予算の総額を5億2,631万5,000円にしようとするものであります。

一方、資本的収入及び支出で、収入において1,310万4,000円を減額し、収入予算の総額を2億6,097万9,000円に、また、支出において1,140万4,000円を減額し、支出予算の総額を4億2,323万円にしようとするものであります。

補正予算の詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 水道課長。

**水道課長** それでは説明いたします。今回の補正につきましては企業会計移行、前年度までの固定資産評価額の確定に伴い、長期前受金戻入や減価償却費を変更するものであります。また、社会資本整備総合交付金の交付決定により建設改良費などの所用の補正を行うものであります。まず、3ページをお開きください。補正予算実施計画明細書により説明いたします。

収益的収入及び支出について、まず収入についてです。1款2項営業外収益の2目他会計補助金は、基準外の繰入金であり、汚水原価償却費に充てる補助金及び企業債利息支払不足を基準外として、一般会計から繰入れておりますが、今回、固定資産の評価額が確定したことにより、減価償却費を増額するものであります。

3目他会計負担金は、人事異動により児童手当分を減額するものであります。

4目長期前受金戻入は、償却資産取得に充てられるための補助金等の収入を前期前受金として貸借対照表の負債の部、繰延収益に計上し、償却資産の減価償却を行う際に、その見合い分を営業外収益の長期前受金戻入として順次収益化していくこととなる額を計上するものであります。企業会計移行の前年度までの固定資産の評価額の確定及び交付金事業の交付決定に伴い、減価償却費や長期前受金の額が確定しましたので、その確定した額に合わせて補正を行うものであります。

5目の消費税及び地方消費税還付金は、社会資本整備総合交付金事業の

交付決定により工事費が減になることによりまして、消費税等の還付金を減額するものであります。

次に支出についてです。1款1項4目総係費は、総務係職員2人の人件費など、下水道事業全般の経常経費であります。職員の人事異動に伴い人件費を減額するものであります。

5目減価償却費は、下水道施設に係る建物などの有形及び無形固定資産の減価償却費の経費であります。企業会計移行、前年度までの固定資産評価額の確定に伴い増額するものであります。

6目資産減耗費は、固定資産除却費として川棚浄化センター及び下組ポンプ場の装置類の取り替えに係る除却費であります。今回、4条予算の支出の工事請負費において、川棚浄化センターのNo. 1-1、1-2の曝気機操作に係るインバータ取り替えを追加計上をしておりますので、その機器に係る固定資産除去費を追加するものであります。続きまして、4ページをご覧ください。

資本的収入及び支出についてであります。収入においてですけれども、1款1項1目建設改良企業債は、下水道事業債として借上げ分を計上しており、今回、企業債の増額を行っております。下水道事業におきましては、社会資本整備総合交付金及び企業債を活用し事業を進めているところであります。企業債の額は交付金の決定額に応じて変更が生じるものであります。本年度も昨年同様、国への要望に対して割当ては低く、本来であれば企業債が減少するところでありますが、当初予算において起債対象の計上漏れが判明したことから追加するものであります。

1款2項1目国庫補助金。国庫補助金は下水道工事に係る補助金であります。社会資本整備総合交付金事業の交付決定により減額するものであります。また、今年度から整備が進められております港湾埋立ての緑地整備工事と併せ、汚水枝線を実施する計画であり、事前の工法検討など要することから、今回、中部地区汚水枝線実施設計業務を追加するものであります。なお、予算につきましては、交付決定の範囲内で工事費と委託費の組み替えを行い、実施することとしているものであります。

1款3項1目他会計負担金は基準内繰入であり、雨水処理負担金及び施設系の児童手当を計上しているものであります。今回、人事異動により児

童手当に要する経費を増額するものであります。

2目受益者負担金及び分担金になりますけども、受益者負担金につきましては、平成30年度は1年目4.5ha分、2年目の平成29年度分と3年目の平成28年度分を見込み計上をしておりましたが、今年7月までの調定の結果並びに、これまで農地として猶予していた土地において、農地転用後、宅地造成がなされ、賦課したことによる増額をしたものであります。

1款4項1目他会計出資金は、基準内繰入れである雨水処理負担金及び企業債償還金の元金を計上しているものであります。また、基準外繰入れとして建設改良費不足分及び企業債元金不足分を計上したものでありますが、起債対象の見落としに係る建設改良企業債を追加したことにより不足分が減り、他会計出資金の減額をするものであります。

次に支出につきましては、1款1項1目下水道建設改良費は施設係職員の人件費及び建設改良に係る経常経費であります。まず人件費につきましては人事異動に伴う追加であります。委託料につきましては、先ほど収入でも述べましたが、中部地区汚水枝線実施設計業務と平成31年度以降に実施予定である惣津地区の下水道工事に伴う境界復元測量業務の追加であります。工事請負費につきましては、社会資本整備総合交付金事業の交付決定に伴う事業費の減額及び委託料への予算組み替えにより減額するものであります。また、これも先ほど説明しましたが、浄化センターにおいてNo.1-1、1-2の曝気機のインバータ取り替えにつきましては、川棚浄化センターの管理棟の電気室に設置してありますインバータが故障したために追加するものであります。次に議案書の表紙をご覧ください。

第2条には、当初予算書の第3条に定めた収益的収入及び支出の補正を記載しております。

第3条には、当初予算書の第4条に定めた資本的収入及び支出の補正を記載しております。先ほど建設改良費の補正内容についてご説明いたしましたが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額についての補填財源についての補正も併せて記載をしております。

**第4条には、**当初予算書第4条の2に定めた特例的収入及び特例的支出の補正を記載しておりますが、特例につきましては決算に際して法の適応日の日の前日の属する会計年度以前の会計年度に発注した債権又は債務に係る

未収金又は未払金がある場合においては、これらは地方公営企業法の適用の日の属する事業年度に属する債権又は債務として整理するものであります。この場合において、当該未収金又は未払金は地方公営企業法の適用の日現在において作成する開始貸借表の資産又は負債として整理することとなっており、その予算の措置としては、適用の日の属する事業年度予算に条文を設け計上するものであります。また、予算編成段階で当該未収金及び未払金の見込み額を計上したものが当初予算となり、予定開始貸借表に記載され、打ち切り決算においてこれらの金額が確定すると、議会において補正を行うものとなっているものでございます。

第5条には、当初予算書の第5条に定めた企業債を記載しております。社会資本整備総合交付金事業の交付決定及び当初予算において、起債対象の見落としが判明したことから増額補正をするものであります。

第6条には、当初予算の第8条に定めた、議会の議決を得られなければ流用することができない経費を記載しております。人事異動に伴う人件費の増額補正であります。

第7条には、当初予算の第9条に定めた他会計からの補助金を記載しております。固定資産評価額の確定に伴う減価償却費の増、または人事異動に伴う児童手当の減及び消費税及び地方消費税の還付金減による他会計補助金の補正であります。

1ページ、2ページには補正予算実施計画書、5ページには補正予算給与明細書、6ページには予定損益計算書、7ページ、8ページには予定貸借対照表、9ページ、10ページにはキャッシュフロー計算書、11ページ、12ページには開始貸借対照表、13ページには下水道事業会計予算に関する注記を記載しており、説明は省略させていただきますが、7ページの予定貸借対照表の中の1 固定資産の(2)の無形固定資産に口のソフトウェアの561万4,400円を追加しておりますけども、これは下水道事業における資産整理及び会計システム等に係るパソコン2台分のソフトウェアの経費であります。当初予算において見落としがありましたので、今回追加したものであります。この分につきましては大変申し訳ないと思っております。

なお、13ページの予算に関する注記においても、1 固定資産原価償却方法の(2)の無形固定資産としてソフトウェアを追加しておりますのでご

確認ください。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。福田議員。

**1 2 番 福 田** 福田です。企業債対象の事業を見落としていたということで、企業債に振り替わっているわけですが、見落としていた原因といますか、理由と、事業はどういった事業なのかお聞きしたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい、水道課長。

**水 道 課 長** 福田議員の質問にお答えします。見落としの理由につきましては、通常、事業の補助が、補助残について起債で見べきところを単独費で見ていたという見落としです。あと、事業につきましては下水道の管渠事業の分になります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。質疑はよろしいですか。どちらですか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第33号「平成30年度川棚町下水道事業会計補正予算(第1回)」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、議案第 33 号「平成 30 年度川棚町下水道事業会計補正予算（第 1 回）」は、原案のとおり可決されました。

(13 : 51)

**議 長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(13 : 51)

(…休 憩…)

(14 : 05)

**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議 長** 次に日程第 12、議案第 34 号「平成 30 年度川棚町水道事業会計補正予算（第 1 回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第 34 号「平成 30 年度川棚町水道事業会計補正予算（第 1 回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は資本的支出において 1,080 万円を追加し、支出予算の総額を 1 億 4,004 万円にしようとするものであります。

補正予算の詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 水道課長。

**水 道 課 長** それでは説明いたします。議案書の 3 ページをお開きください。下段の補正予算実施計画明細書により説明をいたします。

資本的収入及び支出について、収入についての補正はございません。支出につきましては、1 款 1 項 2 目施設改良費の工事請負費については、本町建設課において実施予定である町道上組西部線歩道設置工事に伴い水道管の布設替えを行うものであります。既設の水道管は、昭和 45 年に施工され、48 年が経過している状況であります。このことから改良工事に合わせ、铸铁管の口径 100mm を配水用ポリエチレン管の口径 100mm に延長 307m を布設替えするものであります。工事費として 1,080 万円を追加補正

するものであります。議案書の表紙をご覧ください。

第2条には、当初予算第4条に定めた資本的支出の補正を記載しております。先ほど、建設改良費の追加補正の説明をいたしました。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額についての補填財源についての補正も併せて記載をしております。

4ページ、5ページにはキャッシュフロー計算書、6ページ、7ページには貸借対照表を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。よろしいですか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑はないようですので、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第34号「平成30年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第34号「平成30

年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

（14：10）

**議 長** 次に日程第13、報告第6号「専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）」を議題といたします。

本件についての説明を求めます。町長。

**町 長** 報告第6号「専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）」について、報告をいたします。

去る7月3日の午後7時30分頃、小串郷において本町建設課が町道敷きに設置していた三角コーンが台風7号の暴風により吹き飛ばされ、周辺に居住される住民の方が所有する普通乗用車に当たり、当該普通乗用車に損害を与えたものであります。損害を受けられた方には台風による不測の事態とは言え、ご迷惑をおかけしましたことに対し、心からお詫びを申し上げます。

その後、直ちに対応を行い、損害を受けられた相手方と示談が成立したことから、地方自治法第180条第1項及び専決処分の指定に関する条例第2条第1項の規定により損害賠償の額を定め、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

**議 長** 総務課長。

**総 務 課 長** それでは内容についてご説明いたします。この件につきましては示談成立後、損害を受けられた方に遅滞なく賠償金をお支払いするため専決処分を行ったものでございます。具体的には専決処分書のとおりでございますので、読み上げて報告とさせていただきますのでご了承をお願いいたします。

専決第11号、専決処分書。地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分の指定に関する条例第2条第1号の規定により、損害賠償の額を次の通り専決処分する。

平成30年7月10日専決。川棚町山口文夫。

損害賠償の額を定めることについて。川棚町小串郷684番地1で発生

した、台風7号に伴う物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定する。

1. 事故発生時日。平成30年7月3日（火）午後7時30分頃。

2. 事故発生場所。川棚町小串郷684番地1。

3. 損害賠償の相手方。川棚町小串郷684番地1、白濱秋芳。

4. 事故の概要。平成30年7月3日（火）午後7時30分頃、川棚町小串郷684番地1の白濱秋芳宅ガレージにおいて、本町建設課が近くに設置していた三角コーンが台風7号の暴風により飛ばされ、普通乗用車右側後部に当たり、白濱秋芳氏が所有する普通乗用車に損害を与えたもの。

5. 損害賠償額。7万5,816円。

以上のとおりでございますが、この件につきましては、賠償額につきましてすべて支払いが完了しまして、また、その全額が財団法人全国自治協会の損害賠償保険の対象となっており、入金が済んでおります。以上、報告とさせていただきます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議 長** これから、質疑を行います。田口議員。

**2 番 田 口** 今の説明のところ、事故の概要のところですけども、本町建設課が近くに設置していた三角コーンですけど、「設置していた」のところは、「設置してあった」という意味なのか、それとも「設置しようとしていた」という意味なのかっていうのをお聞きしたいのと、設置してあったのであれば、当然風に飛ばされないような重しとかが付けてあったということであろうと思いますけれども、その重しごと飛ばされたということなのかということですね。

それと、そもそもなぜそこに、その場所に三角コーンを設置していたのかという、その点をお聞きしたいと思います。

**議 長** 建設課長。

**建 設 課 長** それでは田口議員のご質問にお答えをいたします。まず、設置の有無についてですが、設置していたものであります。

それから、重しごと飛ばされたのかということではありますが、そのコーンにつきましては、コーン全体が重い作りのコーンでありまして、皆さんがよく見かける薄いコーンに輪っかの重しをつけているそういうコーンで

はなく、コーン自体が構造が厚い、自重があるコーンでございました。そもそもなぜ設置していたかでございますが、ちょうど道路端のグレーチング蓋ががたつきをしておりますと、そのまま放置しておりますと車がそのがたつきによって損傷をする、あるいは歩行者ががたつきによって転倒をするという恐れがありましたので、設置をしていたものでございます。想定を超える事態になったということではありますが、現在はそのがたつきの防止は手立てをしておりますが、根本的な改修が必要というふうに判断ができましたので、近々改修を行う予定としております。既にコーンは撤去はいたしております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 山口議員。

**1 番 山 口** 損害賠償の中身じゃございませんが、いわゆるこういうふうな不測の事態が起こるということが、例えばですね、台風接近とか大雨警報とか出されたときには、防災無線でですね、町民にそれぞれ災害に備えていただきたい旨のですね、放送があるわけですよ。そうすれば町の方ですね、こういう工事中であるとか、工事の現場ですね。それから例えばこういうコーンのいわゆる設置した場所のですね、事前のそういうふうな台風接近とかそういうふうな危惧される場合にですね、行っているのかどうか。見回り等ですね。その点をお尋ねいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 建設課長。

**建 設 課 長** はい。山口議員のご質問にお答えをいたします。基本的には台風の前になりますと、現在の工事中のところには業者にも指導し、職員が回って確認をして、看板等の撤去、あるいは安全管理はさせているところではありますが、今回の場所につきましてはコーンが自重でもつだろうという判断をしていたところでもあります。大変申し訳なかったというふうに思っております。ただ、町内のほかの場所について、軽いコーンにつきましては留めの措置をしている状態でもありますので、今回のところはたまたまそういう状態だったということでもあります。ご理解をいただければというふうに思います。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。波戸議員。

**8 番 波 戸** 損害賠償額が7万5,816円。これの算出方法といいますか、算出の根拠を教えてください。

議 長 総務課長。

総務課長 波戸議員のご質問にお答えいたします。7万5,816円の根拠でございますが、これは当該普通乗用車の塗装が剥げまして、その塗装を直す修繕費、実費額でございます。以上です。

議 長 ほかにございますか。よろしいですか。

「なし」の声あり

議 長 はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(14:19)

議 長 次に日程第14、報告第7号「専決処分の報告（川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

本件についての説明を求めます。町長。

町 長 報告第7号「川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の専決処分について、報告をいたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第7次地方分権一括法が平成29年4月26日に公布され、これにより就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されております。このため、川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例において、同法の条項を引用する本条例の該当箇所について改正が必要となったことから、去る8月31日付で地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分の指定に関する条例第2条第6号の規定に基づき、専決処分により改正しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものであります。

改正の内容につきましては、住民福祉課長から説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

**議** 長 住民福祉課長。

**住民福祉課長** はい。それでは説明いたします。ただいま町長が申しあげましたように、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、本件条例中では認定こども園法と示しておりますが、この法律の一部改正に伴い引用する条項を改めるものです。議案の最終ページ、新旧対照表をお開きください。右側が現行、左側が改正案となります。

平成30年4月1日から施行された認定こども園法の改正において、一部の認定こども園に係る事務等を指定都市の長が行うことなどが認定こども園法第3条に追加されたところであり、改正前第3条第9項は、改正後第3条第11項に項ずれしております。このことによりまして、認定こども園法第3条の一部の項目を引用している本条例の該当箇所を改正する必要が生じたところであり、条例第15条、特定教育・保育の取扱方針の第1項第2号で引用する法律の項を、同条第9項から同条第11項に改めております。前のページをお開きください。

改正本文において、施行期日は公布の日からとしております。以上で説明を終わります。

**議** 長 これから、質疑を行います。よろしいですね。

「なし」の声あり

**議** 長 はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。質疑を終わり、報告済みといたします。

(14:24)

**議** 長 次に日程第15、報告第8号「専決処分の報告（町道上組西部線歩道設置工事（函渠工）の工事請負契約の変更の件）」を議題といたします。

本件についての説明を求めます。町長。

**町** 長 報告第8号「専決処分の報告（町道上組西部線歩道設置工事（函渠工）の工事請負契約の変更の件）」について、ご報告をいたします。

町道上組西部線歩道設置工事（函渠工）につきましては、平成30年6月14日に開催の定例会において、議案第27号で契約金額変更の議決を

いただいて工事を施工してきたところであります。しかし、施工中の工事の一部に変更が生じたので、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分の指定に関する条例第2条第4号の規定により、緊急性を要するものであったため、平成30年7月26日付で専決処分により契約変更を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

なお、専決処分の内容につきましては、建設課長から説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

**議 長** 建設課長。

**建設課長** はい。それでは専決処分の内容につきましてご説明いたします。1枚めくっていただいて、専決処分書をご覧ください。

専決処分書の下段の記の下でございませう。契約金額につきましてでありますが、変更前の工事請負金額が5,767万2,000円であり、変更後の工事請負の金額を5,703万8,040円としたもので、変更により63万3,960円の減額となっております。

町長の専決処分の指定に関する条例第2条第4号の規定による専決事項につきましては、「緊急性がある契約の変更は契約金額の10%以内の増減を行うこと。ただし、10%以内に相当する金額が500万円以下であるものに限る。」と規定されており、この契約変更は工事請負金額の63万3,960円の減額であり、減額率は約1.1%であります。

また、工期につきましては、次のページをお開きいただいて、参考資料をご覧ください。工期につきましては、上段に書いておりますように平成29年9月15日から平成30年7月31日までであり、緊急性がありましたので平成30年7月26日に専決処分を行ったものでございませう。それでは、変更となります工事の概要につきましてご説明をいたしますので、今お開きの参考資料をご覧ください。

まず、工事の場所につきましては、川棚町中山郷地内。

工事の概要（変更・廃止）の部分でございませう。まず、上段が擁壁工、側溝工、防護柵工でございませう。ここにつきましては、基幹農道川棚西部線の取付け部について、農道計画の高さなど細部の調整が必要となったことからと合わせまして、次期発注工事との関連もありますので、今回の工

事範囲から除くとしたものでございます。

次に舗装工についてであります。先ほど説明した擁壁、側溝等の変更に伴い、歩車道を明確に区分した施工とならなかったことから、舗装工については本舗装を取り止め、仮舗装での対応として変更したものでございます。なお、参考資料の次に資料1、2として平面図を添付しておりますので、変更の内容についてご確認をいただければというふうに思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。山口議員。

**1 番 山 口** 基幹農道川棚西部線との調整でですね、必要がなくなったということで、歩車道の区別がないということ、仮舗装であるということですね、これが結果的に車の通行とか、歩行者の通行の安全ですね。路側帯その他の区別がないんだろうと。そういうことで、歩行者等の安全、それから車等の通行に関してですね、安全性についてはどのように考えておられるのかという点と、それから川棚西部線との調整が必要ということで、入口部ですよ、これね。川棚西部線の支線だと思います。じゃあそのところはいつだいたいきちんとした工事になるのか。その点の見通しを併せて2点お願いしたいと。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 建設課長。

**建 設 課 長** はい。それでは山口議員のご質問にお答えをいたします。まず、安全対策についてであります。現地におきましてはコーン、バー等で安全管理を今いたしております。今、状況を確認しておりますが、特に車の通行、歩行者の通行で支障になる不安定な安全管理にはなっておりません。

それから、農道入口についての施工であります。既に県の農道課との協議は終えておりました。設計ができた段階でございます。近々入札会議を開催予定でございますので、今年度中には取付け部分についての工事は完了する予定としているところであります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

「な し」の声あり

**議 長** はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

( 1 4 : 3 2 )

**議 長** 次に日程第 1 6、議案第 3 5 号「川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第 3 5 号「川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、提案の理由をご説明いたします。

本条例の定めを行う場合に従うべき基準である「厚生労働省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3 号）」の一部改正が平成 3 0 年 3 月 3 0 日に公布され、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行されたことに関連し、改正の必要が生じたものであります。

詳細については、住民福祉課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご決定くださるようよろしくお願いいたします。

**議 長** 住民福祉課長。

**住民福祉課長** はい。それでは説明いたします。改正本文の次のページ、2 枚目、新旧対照表をお開きください。右側が現行、左側が改正案となります。

町長が提案理由で述べましたように、厚生労働省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正が、平成 3 0 年 3 月 3 0 日に公布され、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行されております。これ以降の説明において、この厚生労働省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を、基準省令と称して説明します。

児童福祉法 3 4 条の 8 の 2、第 1 項及び第 2 項では、市町村が放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。また、同条第 2 項では、市町村が条例を定めるにあたっては、放課後児童健全育成事業に従事するもの及びその員数について、この基準省令に従い定めることなどが規定されており、これにより平成 2 6 年に町の条

例の定めを行っております。今回この基準省令の一部改正が、平成30年4月1日から施行されており、基準省令内の従うべき基準部分である条例第10条第3項の放課後児童支援員の資格要件について、基準省令第10条第3項が改正されており、教諭の資格を有するものの対象範囲の明確化、児童支援員の資格要件の拡大として、5年以上放課後児童健全育成事業に従事したものであって、市町村長が適当と認めた者を追加するなどの改正が行われており、この改正後の基準省令に従い、町条例の改正の必要が生じたものです。なお、条例改正の方法については、基準省令第10条第3項の内容に合わせて改正することが考えられますが、今後もこの基準省令の支援員資格要件部分が改正される場合を考慮し、基準省令第10条第3項を引用する形で改正を行うこととしたところです。

改正本文に戻っていただきまして、前ページに戻っていただきまして、附則でございます。基準省令は平成30年4月1日から施行されておりますが、本条例の施行は現状この改正に合わせることなく、特に問題はございませんので、本条例の施行は公布の日からとしております。

以上で説明とさせていただきますが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議**            **長** これから、質疑を行います。よろしいですか。

「な　　し」の声あり

**議**            **長** はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な　　し」の声あり

**議**            **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な　　し」の声あり

**議**            **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第35号「川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第35号「川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14 : 38)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に日程第17、議案第36号「川棚町急傾斜地崩壊対策事業等分担金徴収条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 議案第36号「川棚町急傾斜地崩壊対策事業等分担金徴収条例」について、提案の理由をご説明いたします。

川棚町内には土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき、急傾斜地の崩壊に関する箇所が278箇所、土石流に関する箇所が34箇所の、合計312箇所が指定されており、すべての箇所が土砂災害警戒区域として指定、うち311箇所が土砂災害特別警戒区域として平成29年3月17日付及び平成30年3月6日付で長崎県より指定されたところであり、今回指定された警戒区域等は、保全事業を行うことが前提ではなく、各自がお住いの周辺に土砂災害の危険性があることをご認識いただき、ご自身の命を守る行動を優先して行っていただくソフト対策の指定であります。しかしながら、急傾斜地の保全事業等を実施する場合の要件としての指定でもあることから、今後、警戒区域等へお住いの関係者から、事業実施への取り組み要望が寄せられることも大いに予想されているところであります。

そこで、過去に実施してきました町内の急傾斜地崩壊対策事業や県内の状況及び本町の財政状況などを考慮し、地方自治法第224条の規定により一定のご負担を関係者をお願いすることで、同法第228条第1項の規定により分担金条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 建設課長。

建設課長 はい。それではご説明いたします。今回の分担金条例の制定は、土砂災害警戒区域として指定された多くの急傾斜地につきましては、個人所有の斜面地であったり、斜面地の上部側の宅地であったり、下側の宅地であったりと、多くが個人の財産となっております。その個人財産を行政が事業主体となって実施する場合には、当該事業により特に利益を受けられる方がおられることから、今回、分担金に関する事項を条例に定めて運用することが適正であるという判断をいたしたところでございます。それでは条文についてご説明をいたします。

まず、第1条では目的について規定するもので、川棚町内で施工される一般的な斜面の保全を行う急傾斜地崩壊対策事業、法面崩壊など被災が生じたときに行う災害関連事業を実施する場合の費用に充てるため、地方自治法第224条の規定により徴収する分担金について、同法第228条第1項の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的としております。第2条では分担金の徴収について規定するもので、事業実施主体は町または県が行う急傾斜地崩壊対策事業等に要する費用の一部について、当該事業により利益を受ける者から分担金を徴収するとしております。

第3条では分担金の額について規定するもので、1枚めくっていただいて、別表のとおりといたしております。別表をご覧くださいと思います。別表の中には各事業名、事業主体、区分ごとに分担金の額を算出する率を定めており、上から県が事業主体と実施する一般的な斜面の保全対策としての急傾斜地崩壊対策事業について、この区分の公共関連というものにつきましては、事業範囲内に公共施設、あるいは町道の幹線、1級、2級の道路、または迂回路がない町道がある場合と規定されております。その他とは公共施設がない、あるいは町道等も迂回路がある場合というふうに規定されております。一番上段でございますが、分担金の額は当該事業費総額に5%を乗じた額、その下がその他のところですが、10%を乗じた額としております。その下段のところですが、同じく県営事業として斜面が崩落し、被災が生じたときに実施する災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業で、公共関連が

5%を乗じた額、その他が10%を乗じた額としております。3段目が町が事業主体となって実施する事業で、急傾斜地崩壊対策事業につきましては20%を乗じた額、被災があった場合の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業が10%を乗じた額としているところでございます。なお、基本的には町が負担する額の2分の1を基本として定めております。

それでは前のページに戻っていただきまして、第4条でございます。分担金の納期について規定するもので、第1項には町が発行する納入通知書により指定した期間内に納入しなければならないとしており、第2項には徴収した分担金について、清算の結果、過納または不足があるときは還付し、または追徴することができるとしております。

第5条では分担金の減免等について規定するもので、天災、その他特別の事情がある場合は分担金を減免し、またはその徴収を猶予することができるとしております。

第6条では過料について規定するもので、地方自治法第228条第3項の規定に基づき、詐欺その他不正の行為により分担金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処するとしております。第7条では委任について規定するもので、分担金の徴収の手続きその他の条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしております。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** これから、質疑を行います。はい、田口議員。

**2 番 田 口** 急傾斜地の崩壊対策事業というそのものについてちょっと聞きたいのですが、というのは、場所は指定されているということは聞きましたが、すなわちその急傾斜地崩壊対策事業を実施するかしないかは行政側が決めるものではないかと思われるのですけれども、このように分担金を徴収するとなると、その当該家の人です、いや、分担金は払いたくないからうちのところはしなくてもいいよというふうな、そういう選択ができるようになっているのかどうかということをお聞きしたいと思いま

す。というのは、実施だけ行政側で決めてしまっていて、分担金を払えというのがどうかなと思うのですね、その仕組みをちょっとお聞きしたいと思います。5%、10%と言っても結構そんなに小さな金額ではないと思いますのでですね、その点。それともう1点は徴収した分担金はどのように使われるのかということをお聞きしたいと思います。

**議 長** 建設課長。

**建設課長** はい、それでは田口議員のご質問にお答えいたします。まず、事業の実施に関しては、要綱を定める準備をいたしております。その要綱を定める準備をしている、その要綱の中に、同意が得られるものというふうになっておりまして、当然、分担金に同意がなされなければ事業を実施しないというふうになります。それから、2番目の分担金の使途についてであります。当然、急傾斜地崩壊対策事業の財源内訳の中に計上してまいるようになっております。以上です。

**議 長** 高以良議員。

**10番高以良** 条文の第2条のところでお尋ねいたします。第2条の2段目、中程に、当該事業により特に利益を受ける者とありますが、特にという言葉が加えられておりますけれども、利益を受ける人であっても、特に利益を受けるというものに該当しない場合は負担金を徴収しない場合もあるのかということが1点。

それから、同じ2条の4行目、最後の方ですが、受益者の範囲については関係者において決定するとありますけれども、この関係者というのはどういう範囲の人を言うのか、この中に町も入って決定するということになるのか、そこをお尋ねします。

**議 長** 建設課長。

**建設課長** はい、高以良議員の質問にお答えをいたします。特に利益を受ける者という表現につきましても、事業を実施する範囲が定められます。その事業を実施する範囲の中で保全区域が定められます。その保全区域の中に入っている関係者が特に利益を受けるというふうな表現でご理解いただければというふうに思います。

それから、関係者についてであります。その関係者の中に町は入っておりません。あくまでも特に利益を受ける者を中心とした関係者というふ

うに考えております。以上です。

**議 長** 久保田議員。

**4 番久保田** 第5条の中に、徴収を猶予することができるということが書いてありますが、最高どのくらいまで猶予されるのでしょうか。

**議 長** 建設課長。

**建設課長** 久保田議員のご質問にお答えいたします。大変申し訳ありません。まだそこまで定めておりません。以上です。

**議 長** ちょっと待ってください。答弁を先にします。建設課長。

**建設課長** はい。すみません。田口議員のご質問に対する追加答弁をさせていただきますというふうに思います。受益者負担金の関係の話の中でありますが、基本的に町が積極的にこの事業に取り組むというのではなく、町長の提案理由にもありましたように、300以上の箇所が指定をされておりまして、今後、関係者の皆さんからの事業実施への取り組み要望が寄せられることが大いに予想されることから、受益者負担金を、分担金を制定して負担金が伴う事業に同意が得られる場合は事業を実施することですので、としたいと思っておりますので、町が積極的にこの事業を取り扱うということではないということだけをご確認をいただければというふうに思います。

**議 長** 福田議員。

**1 2 番福田** 先ほど、田口議員も言われましたが、工事によっては多額の金額になるということで、負担額の上限を定めたところもあるかと思うんですが、そういう検討はされたのでしょうか。

**議 長** 建設課長。

**建設課長** はい。町長の提案理由にもありましたように、過去の本町の事例、それから現在の長崎県内の各自治体の事例を確認し、把握して検討した結果でございます。特に上限を定める予定はございません。

**議 長** 高以良議員。

**1 0 番高以良** すみません、もう1点お尋ねします。別表のところですが、摘要欄に急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けているものという、指定を受けている地域というふうにありますけれども、この地域に入っていないところでがけ崩れ等が発生した場合には、事業は実施しないということになるのか

どうかお尋ねいたします。

**議 長** 建設課長。

**建設課長** はい。高以良議員のご質問にお答えいたします。実施要綱を定める予定としております。実施要綱の中には基準を定めておりますので、基準以外のところを実施する予定はございません。ですので、別表にある摘要のところの指定を受けている地域以外の地域を実施する予定はございません。

**議 長** 久保田議員。

**4 番久保田** この指定を受けている地域の個人個人の方達は、この指定の箇所に入っているというのは、事前にご存じなんですか。今からいきなりこう言うてくるんでしょうか。

**議 長** 建設課長。

**建設課長** はい。久保田議員のご質問にお答えをいたします。平成29年3月17日付と、平成30年3月6日付で長崎県より指定をされております。この箇所につきましては、事前に関係者には周知をされておりました、また、縦覧期間も設けておりました、その縦覧期間での縦覧をされた方もいらっしゃると思います。今からの通知ではございません。すでにもう完了しております。以上です。

**議 長** 三岳議員。

**3 番三岳** 3番、三岳です。私が住んでいるところはほとんどが急傾斜地であります。先ほどから説明があっていますが、関係者が何世帯かあるといった中で、1人でも賛成されなければその事業は行わないという答えだったと思うんですが、例えば5軒あるうちに4軒は賛成しているんですよ。よっていった場合は、そういった場合でももうできないという判断をされるのかお尋ねをしたいと思います。

**議 長** 建設課長。

**建設課長** はい。三岳議員の質問にお答えをいたします。先ほどから回答しておりますように、実施要綱を定める予定としております。その要綱の中には基準を設けておりました、今、案の段階でありますけど、まだ。斜面の高さが5m以上で、関係戸数が5戸以上が町が事業を実施できる基準としております。なお、災害につきましては、既に被災があったとい

う確認が、被災があった場合は関係戸数が2戸以上というふうな案として今持っているところであります。以上です。

議 長 はい、三岳議員。

3 番 三 岳 5戸とおっしゃったんですけども、例えばその中ですよ、関係者が5戸あって、1戸でも反対されたらそれはできないのかということをお尋ねしたいんですが。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 はい。三岳議員のご質問にお答えいたします。すべての方の同意がなければ実施はしないとしております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですかね。

(発言なし)

議 長 はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号「川棚町急傾斜地崩壊対策事業等分担金徴収条例」は産業建設文教委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第36号「川棚町急傾斜地崩壊対策事業等分担金徴収条例」は、産業建設文教委員会に付託することに決定をいたしました。

(15:00)

議 長 次に日程第18、議案第37号「財産の取得（消防ポンプ自動車購入の件）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第37号「財産の取得（消防ポンプ自動車購入の件）」について、提案の理由を申し上げます。

今回、取得しようとする消防ポンプ自動車は、川棚町消防団第7分団小串支隊に配備するものであります。現在の小串支隊の消防ポンプ自動車

は、平成8年10月に配備したもので、分団員の定期点検などにより、長年にわたり使用してきましたが、取得から22年を経過しようとするものであり、老朽化によりポンプ等の故障が発生しており、更新が必要であると判断いたしましたので、今回、新たな消防ポンプ車の取得について議会の議決を求めるものであります。

なお、平成29年3月の道路交通法の改正により、改正道路交通法の施行後において、新たに取得した自動車普通運転免許では、車輛総重量3.5t未満の車輛しか運転できないことから、今まで導入してきた仕様の消防ポンプ車では将来的に運転することができない団員が生じてまいりますので、今回から更新する消防ポンプ車は3.5t未満の車両とすることが適当であると判断し、そのような仕様としているところであります。

契約の目的は、消防ポンプ自動車（CD-1型）購入です。契約の方法は随意契約であります。契約金額は1,894万9,310円で、契約の相手方は佐世保市卸本町30番15号の株式会社ヤナセ防災、代表取締役梁瀬正輝で、8月30日に仮契約を締結いたしております。

詳しくは、総務課長が説明をいたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議 長** 総務課長。

**総務課長** それでは消防ポンプ車購入について説明をいたします。2枚目に資料をお付けいたしております。

その前に、先ほど町長が提案の際にご説明をされましたように、29年3月の道路交通法改正により、改正法、施行期日であります29年3月12日以降に取得した普通免許では、運転できる車輛がそれまでの5t未満から3.5t未満というふうに変更になっております。したがって、改正法施行後に普通免許を取得する者につきましては、今までの仕様の消防ポンプ車を運転することができなくなります。その者については、今度新設されました準中型免許という免許の取得が必要になってまいります。そのようなことから、この度、消防ポンプ車の購入にあたっては、この道路交通法改正の対応をどのようにするか、これが新たな判断として必要でございました。このことにつきまして、消防団団長をはじめ、地元分団である7分団と十分に協議を重ねた結果、今後新たに入団してくる隊員も運転が可能なように、購入す

る消防ポンプ車の仕様を3.5t未満とするという、そういう結論に至った次第でございます。したがいまして、その点が今までの消防ポンプ車の購入と大きな違いであり、このことにつきましては、実際に消防ポンプ車を使用する消防団の意向を十分にお聞きし、それを尊重した結果であると。その点について、まずご理解をいただきたいと思えます。それでは、2枚目の資料についてご説明いたします。

まず、納入先でございますが、川棚町消防団第7分団小串支隊。納入期限が平成31年3月27日でございます。これにつきましては、正式に発注しましてから車輛を調達しまして、その後、装備品を装着するための工期として通常6ヶ月を要するということから設定した期限でございます。

次に3仕様シャシ以下、主な項目についてご説明いたします。形式はトヨタダイナダブルキャブオーバー型。今回導入するポンプ車は自動車普通免許で運転できる車輛総重量3.5t未満に対応した消防ポンプ車としての検定をクリアした現時点において国内唯一のものでございます。見た目は平成23年度以降に導入したポンプ車とほぼ同じでございますが、軽量化によりコンパクトな作りとなっております。

(2) 駆動方式にありますように2WD、いわゆる2輪駆動車であります。

(5) 乗車人員。これは6名となっております。従前は10名でありましたが、6名ということで小型化されたことで6名に減少となっております。

その他、ちょっと飛ばしまして(25)その他をご覧ください。こちら記載しておりますように、後方安全確認のためルームミラー型バックアイモニター、これを取り付けることとしております。

そして次に4番、ポンプ装置について書いております。ポンプの性能をこちら示しております、A-2級のポンプ性能というのは、1分間に2t以上放水できるポンプというものでございまして、従来の消防ポンプ車と同性能でございます。

そして次のページ、5番目から取付品及び付属品等を、一覧をお示ししております。また、次のページにおきましては、車輛総重量3.5t未満対応車輛と、従来型との主な比較を掲げておりまして、その下には3.

5 t未満対応車輜におけるメリットを記載をしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。堀田議員。

**6 番 堀 田** 6番、堀田です。ちょっとお聞きします。この3.5 t未満は2WD、普通一般的に、やはり冬季辺りの火災現場に行くときには、やっぱり四駆があった方がいいと思うんですけど、なぜこのトヨタだけは2WDになっているのかですね。もし、日野とかいすゞとかはこれはもうないんだろうと思いますけど。それと、このタイヤですけど、後ろの方が145R13で、これは小さいタイヤです。これはダブルタイヤになっているのかお聞きしたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 総務課長。

**総 務 課 長** はい。それでは堀田議員のご質問にお答えいたします。まず、今回導入します、購入します消防ポンプ車2WD、いわゆる二輪駆動ということでございまして、これにつきましては現在この消防ポンプ車で3.5 t未満対応している車輜の4WDの四輪駆動ですね。これに対応した四輪駆動はないという状況であります。したがって、3.5 t未満ですと現時点におきまして二輪駆動しかないという状況でございまして、この点についてもですね、議員がおっしゃったように特に冬季、冠雪等した場合にどうだろうかというのが、これは分団、消防団ともですね、十分協議をしたものでございます。ただ、協議した結果、やはりこのタイヤにつきましてはですね、例えば12番の仕様に書いておりますように、オールシーズン対応ということでですね、比較的冬季の冠雪にも強いというものであります。そうしたことから協議した結果、このいわゆる二輪駆動でもやむなしという判断をしております。また、その後輪についてですね、ダブルタイヤであるかどうかですが、これは後輪はダブルタイヤでございます。以上、答弁といたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 波戸議員。

**8 番 波 戸** 2番の契約方法なんですけども、本来であれば3者なりの入札制度かと思うんですが、今回、随意契約をなさった理由と、随意契約にしても金額が1,800万と、今までの消防車輜と比べると若干高いのか

などと思いますが、その辺のご説明をお願いします。

**議 長** 総務課長。

**総務課長** 波戸議員のご質問にお答えいたします。契約の方法として随意契約をした、そして従来は3者程度の業者の見積もり合わせによって行っておりましたが、1者による随契と、これになった理由の説明でございませけれども、現時点におきまして、先ほど申しますように3.5t未満の対応のポンプ車、これにつきましてははですね、車輛もそのものもそうですが、自動車の排ガス規制対応であるとか、動力消防ポンプの受託試験であるとか、そういった検定に合格をしたものでないといけないという制約がございます。今のところ、この試験に合格したのがですね、この車輛につきましてはトヨタダイナを利用したものの、それにヤナセ防災、これがですね、これにそういったポンプの性能をですね装備して検定したものがこちらにはこのヤナセ防災しかないということで、1者しかないというそういった制約から1者随契としたものでございます。

価格につきましてははですね、こちらも従来よりも高いのではないかとということではありますが、現時点におきましてはそういった1者の車輛しかないということで、これにつきましては見積もりを出してもらった結果、予算よりも幾分下回って、妥当な金額であると判断されましたので、この分で購入をしたいと、そのように考えております。以上でございます。

**議 長** 小谷議員。

**9番小谷** 今の説明についてですけれども、この車輛を持っているのがこの会社しかないということの説明だったかと思いますが、近隣の地域もこのように車輛の更新をされていっていると思いますが、近隣の地域もこのような形で3.5t未満の車輛に変わっていっているのかという点と、あと今後のこの車輛の大きさ、基準になっていくのかということをお聞きしたいと思います。

**議 長** 総務課長。

**総務課長** 小谷議員のご質問にお答えいたします。この車輛でありますけれども、この車輛で検定を通過して製造発表されたのが今年の5月ということでございます。その後、現時点の把握ではですね、新たなこの3.5t未満に対応した車種、そして製造のポンプをつけた製造の発表はあって

いないという状況です。この分についてですね、今年8月に長崎新聞で特集がありまして、この道路交通法改正に伴う3.5t未満の車輛の取扱いですね、これも特集で載っております、県内でもこの分、非常に各市町でですね頭を悩ませている状況です。これにつきましてはですね、3.5t未満という規制がかかりましたので、もう1つの方法としましては準中型車という、次の7.5t未満を運転できる免許の取得、この対応も方策としてあるということと考えたのでありますが、その準中型という免許の取得にですね、だいたい15万程度要するという調査の結果、15万円、そして免許講習に13時間、そして最短で7日間かかるという、そういう調査結果でありました。こういったことをですね、分団の方に対応をこれこれこうであるということでも申し上げまして、検討した結果、やはり今回、今後、新たに入団してくる分団員の皆さんもですね、普通一般に持っている普通免許で十分対応できるように、そこの方を優先すべきであろうということの結論になったものであります。したがって、今後はですね、本町においてはこの3.5t未満、これが1つの基準としてなっていくであろうと考えております。以上です。

**議** 長 ほかに。はい、総務課長。

**総務課長** ちょっと答弁漏れがございました。近隣の市町の状況であります。現時点ではですね、波佐見町はちょっと検討中でありまして、そのほかでは私共で把握した限りではですね、この新道路交通法対応についてはですね、大村市は免許取得の補助金方式を検討中であるということですが、正式決定に至っているかどうかはまだ把握をしていない状況であります。今のところそういう状況です。

**議** 長 ほかに質疑はありませんか。波戸議員。

**8番波戸** この消防車輛の方に、ドライブレコーダーの設置は検討されていないのでしょうか。

**議** 長 総務課長。

**総務課長** 仕様に入っておりませんので、ドライブレコーダーの設置はない状況であります。

**議** 長 ほかにほかにございませんか。よろしいですね。

(発言なし)

**議**            **長** はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議**            **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議**            **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第37号「財産の取得（消防ポンプ自動車購入の件）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第37号「財産の取得（消防ポンプ自動車購入の件）」は、原案のとおり可決されました。

(15:18)

**議**            **長** 次に日程第19「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。本件は、川棚町議会会議規則第127条の規定によって、お手元に配布しました別紙のとおり、議員派遣をしたいと思いますが、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって、「議員派遣の件」はお手元に配布しました別紙のとおり、派遣することに決定をいたしました。

(15:19)

議 長 なお、ただいま議決しました「議員派遣の件」で、後日、その内容に変更があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、後日、その内容に変更があった場合は、議長に一任することに決定をいたしました。

(15 : 19)

議 長 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(15 : 19)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長

初 手 安 幸

会 議 録 署 名 議 員

堀 池 浩

会 議 録 署 名 議 員

波 戸 勇 則